

第2次 鈴鹿市文化振興ビジョン

～ 魅力ある『すずか文化』の創造 ～

鈴鹿市

はじめに



鈴鹿市は、東に伊勢湾、西に鈴鹿山脈を擁する緑豊かな田園都市です。恵まれた自然と地理的環境が特色ある歴史と伝統文化を育み、若さと活気にあふれたまちです。

昭和17年(1942年)12月、2町12カ村が合併し、人口5万2千人から出発した本市は、自動車産業など数多くの企業を誘致し、伊勢湾岸地域有数の内陸工業都市として発展してきました。

また、農業においても、恵まれた豊かな大地で、茶や花木を初め、水稻などの生産が活発に行われ、農業と工業がともに成長した「緑の工都」として現在にいたっています。更に近年では、国際交流や市民文化の向上に力を入れるなど、あらゆる面から発展を遂げてきました。

現在は、市の面積194.67km²、人口約20万人で、産業、経済、文化、市民生活など調和のとれた発展を続け、モータースポーツの最高峰F1レースなどで国際的にも知られるようになりました。

鈴鹿市を特色づける歴史と文化は古代に遡ります。都と東国を結ぶ交通の要衝として国府や国分寺が置かれ、伊勢の国の政治・文化の中心でした。近世になると、庄野・石薬師は東海道五十三次の宿場町として整備され、神戸は城下町として栄える一方、白子は海運業で賑わい、伊勢型紙や墨など伝統工芸の産地として大いに発展しました。

古い歴史と文化を有する本市は、今後、これらの文化資産を活かすとともに、新たな文化の創造を目指し、市民・企業・行政が互いに協力し合い、鈴鹿らしい特色のある文化の振興を図るため、鈴鹿市文化振興ビジョンを策定します。

最後にビジョンの策定にあたり、パブリックコメントで、ご意見をいただいた市民の皆様をはじめ、文化振興ビジョン策定委員会において熱心にご討議いただき、数多くの貴重なご提案を賜りました委員の皆様には厚く御礼を申し上げます。

平成 25 年 3 月

鈴鹿市長 末松 則子

目 次

概要

・ 策定の趣旨	1
・ ビジョンの位置付け	1
・ ビジョンの期間	4
・ ビジョンの進行管理	4
・ ビジョンにおける文化の範囲	5

現状

・ 意識調査結果の概要	6
・ (第1次) 鈴鹿市文化振興ビジョンの検証	14

目標

・ ビジョンの基本目標 「魅力ある『すずか文化』を創造します！」	19
・ 基本方針 (ひらく・たのしむ・つなぐ・ささえる)	20
・ 重点施策 文化にふれるまち 音楽のまち 子どもが元気なまち	26
・ ビジョン推進に向けて	29
・ ビジョン推進に向けた文化資源の活用	32

編集後記

・ 策定委員会に参加して	34
--------------	----

参考資料

・ 第5次鈴鹿市総合計画 第3期行財政経営計画	38
・ 鈴鹿市市民委員会規則	43
・ 鈴鹿市文化振興ビジョン策定委員会 運営要領	45
・ 鈴鹿市文化振興ビジョン策定委員会 委員名簿	46
・ 鈴鹿市文化振興ビジョン策定のための市民意識調査 調査用紙	47
・ 鈴鹿市文化振興ビジョン策定のための市民意識調査結果【資料編】	56
・ 市内の指定文化財等	66

策定の趣旨

鈴鹿市は、平成16年3月、鈴鹿らしい市民文化を達成するための基本方針と、具体的な施策の方向を明らかにするため「(第1次)鈴鹿市文化振興ビジョン」を策定しました。

その後、市では、平成18年に新しく第5次総合計画「みんなで築く夢プラン」がスタートしており、国でも平成19年2月に「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第二次基本方針)」、平成23年2月に「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第三次基本方針)」が閣議決定され、三重県においても平成18年5月に「みえの文化力指針」、平成19年3月に「三重の文化芸術振興方策」、平成20年3月に「三重の文化振興方針」が策定されるなど、文化芸術の振興が図られてきました。

前ビジョンが平成22年度までの期間を想定していたこともあり、文化を取り巻く社会環境の変化の中、これまでの文化振興の成果と現状を踏まえ鈴鹿市文化振興ビジョン(以下「ビジョン」という。)を改訂することとしました。

ビジョンの位置付け

「文化芸術振興基本法」では、地方公共団体の責務として、第4条に「地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と定めています。

本ビジョンは、鈴鹿らしい文化振興を推進するための指針として、市の最上位計画である「鈴鹿市総合計画」の文化芸術に関する部門別計画として策定されるものです。

ビジョンの基本的な考え方については前ビジョンを踏襲し、過去9年間における取り組みを踏まえ、次期の鈴鹿市総合計画も見据えながら、市民・団体・企業・行政の協働による文化振興の方向性を示すものとします。

第5次 鈴鹿市総合計画との関係

第5次 鈴鹿市総合計画(以下「総合計画」)は、平成18年3月に策定され「みんなで築く鈴鹿夢プラン」として「**市民一人ひとりが夢や生きがいをもって安心して暮らせるまち すずか**」をまちづくりの基本として、目標期間を平成18年度から27年度までの10年間としています。

住んでよかった、これからもずっと暮らしていきたいと感じることができる『すずか』をともに創っていくために、指標も設定しています。

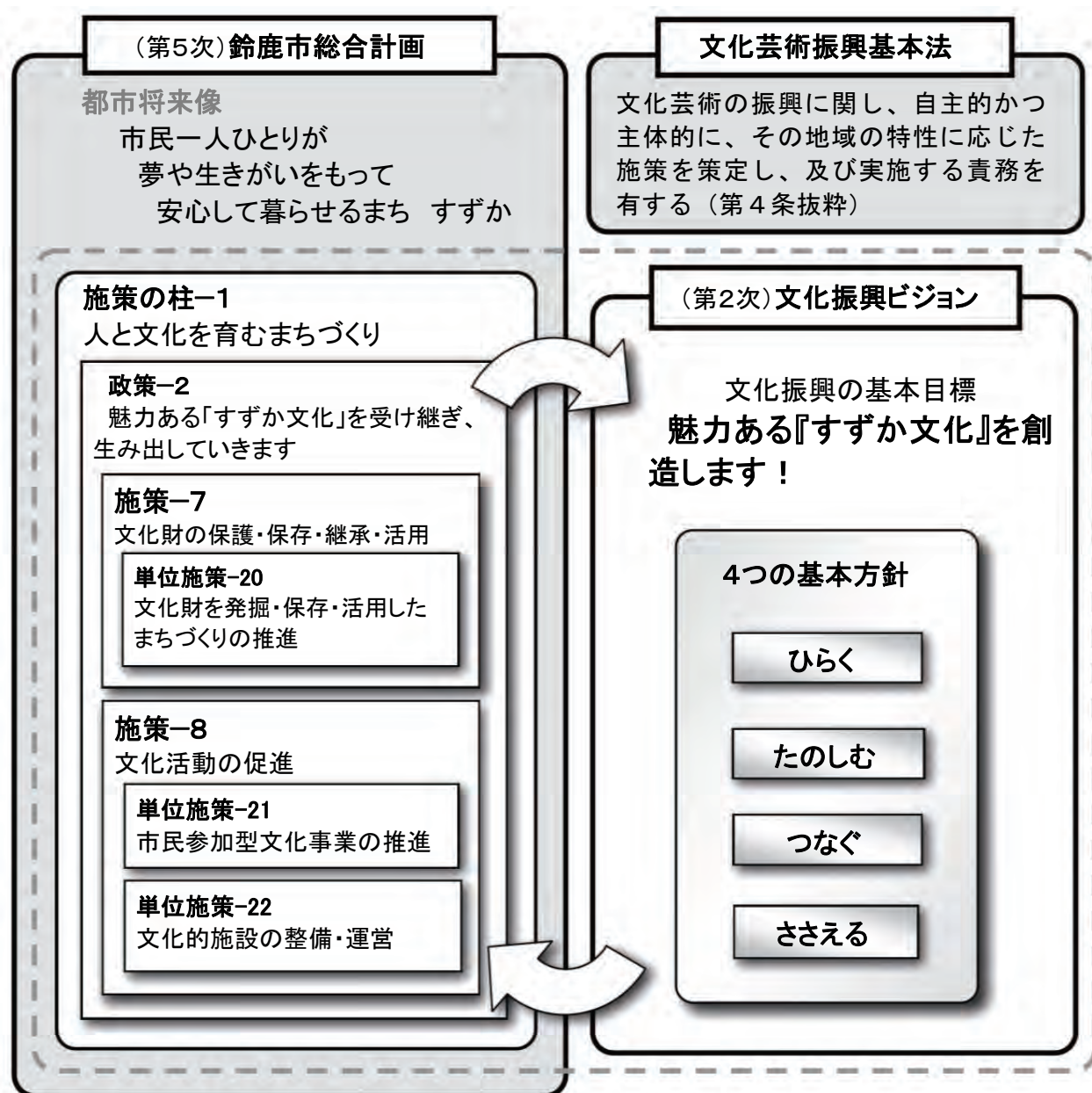
概要

この総合計画は、**基本構想・行財政経営計画・実施計画**によって構成されており、芸術文化の振興に関連する政策についても、基本構想で政策の柱とその施策として方針を定めています。

本ビジョンでは、総合計画・行財政経営計画における

- 「文化財を発掘・保存・活用したまちづくりの推進」
- 「市民参加型文化事業の推進」といった文化振興とともに、
- 「文化的施設の整備・運営」に関して策定するものとします。

また、教育・スポーツ・観光・多文化共生・景観などに関する文化施策については、本市関係部局において、それぞれ別途計画を策定していることから、それらの個別計画との整合を図りながら施策を推進するものとします。



・第5次 鈴鹿市総合計画（関連部分抜粋）

政策の柱－1 「人と文化を育むまちづくり」

政策－2 「魅力ある『すずか文化』を受け継ぎ、生み出していきます」

地域に培われてきた貴重な文化資源を受け継ぎ、次世代に伝えていくとともに、その中から、新しい「すずか文化」を生み出していきます。

また、市民一人ひとりが、多様な文化を認めあうとともに融合を図り、誰もが身近なものとしてそれらに親しみ、楽しみながら文化活動ができるものとしします。

・第3期 行財政経営計画（関連部分抜粋）

施策－7 : 文化財の保護・保存・継承・活用 —担当部:文化振興部—

【めざす地域のすがた(ビジョン)】

誰もが文化財に親しむことによって、地域に対する誇りと愛着を抱いています。また、文化財をまちづくりに活用しています。

【行政の使命(ミッション)】

文化財の調査、研究及び保護により、考古博物館や各資料館を活用したまちづくりを行います。また、文化財の環境整備などをおして、郷土意識の向上をめざします。

単位施策-20:文化財を発掘・保存・活用したまちづくりの推進

施策－8 : 文化活動の促進 —担当部:文化振興部—

【めざす地域のすがた(ビジョン)】

市民が文化活動に参加することで生活の質を高めるとともに、活動を通じて、市民交流や市民参画が促進されています。

【行政の使命(ミッション)】

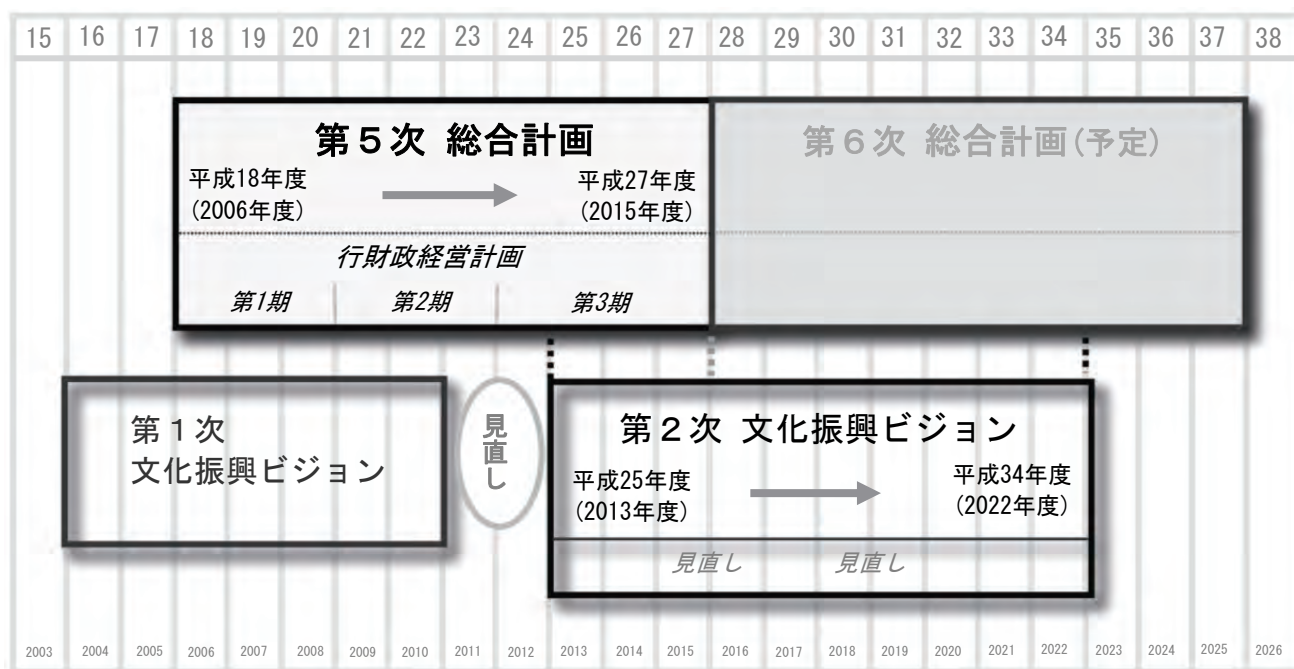
利便性の高い公共ホールを提供し、文化振興事業団をはじめ市内の文化団体と連携し、文化活動を活性化させます。

単位施策-21:市民参加型文化事業の推進

単位施策-22:文化的施設の整備・運営

ビジョンの期間

文化は、長い年月をかけて創造され、醸成されるものです。文化振興ビジョンに盛り込まれた考え方や施策の方向性については、総合計画の目標年度である平成27年度に区切られることなく、より長期的な視点で推進するため、概ね平成34年度までの10年間とします。



ビジョンの進行管理

このビジョンで示された施策が効果的に実施されているかどうか、その進行管理を行うことは重要なことです。

○進行管理

総合計画との整合を図りながら、施策の点検・評価にあたっては、単位施策評価と事務事業評価の成果項目などの指標を活用して、ビジョンの進行管理とします。

○見直しの実施

行財政経営計画がおおよそ3年の期間で見直しがされていることから、ビジョンにおいても、市内の文化活動や社会情勢等の変化に対応するため、必要に応じて総合計画との整合を図り、成果指標との整合性も図りながら、見直しや微調整をしていくこととします。

○庁内組織の設置

ビジョンの進行管理を行えるように関係部署を中心とした連絡会議を設け、基本方針、重点施策についての取り組みの検討を行います。

ビジョンにおける文化の範囲

文化芸術を最も広く捉えると、立ち居振る舞いから衣食住をはじめ、日々の市民の生活に関わる営みのすべてを文化と捉えることができます。

本ビジョンでは、この幅広い概念である文化について、振興の対象とする文化の範囲を前ビジョンと同じく、文化表現活動や文化財継承活動などを対象とします。

なお、「文化芸術振興基本法」では対象とする範囲を次のように定めています。

(参考)「文化芸術振興基本法」(平成13年)文化芸術の範囲(第8~14条)

- 第8条 芸術：文学・音楽・美術・写真・演劇・舞踊その他の芸術(メディア芸術を除く)
- 第9条 メディア芸術：映画・漫画・アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
- 第10条 伝統芸能：雅楽・能楽・文楽・歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能
- 第11条 芸能：講談・落語・浪曲・漫談・漫才・歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く)
- 第12条 生活文化：茶道、華道、書道その他の生活に係る文化
国民娯楽：囲碁、将棋その他の国民的娯楽
出版物及びレコード等
- 第13条 文化財等：有形及び無形の文化財並びにその保存技術
- 第14条 地域における文化芸術：地域固有の伝統芸能及び民俗芸能(地域の人々によって行われる民俗的な芸能)

意識調査結果の概要

文化振興ビジョンの策定にあたり、鈴鹿市民の文化・芸術に対する思いや関わり等を把握し、方針や計画に反映するため、住民基本台帳から無作為に抽出した鈴鹿市内在住の18歳以上80歳以下の市民3,000人を対象に調査を実施しました。

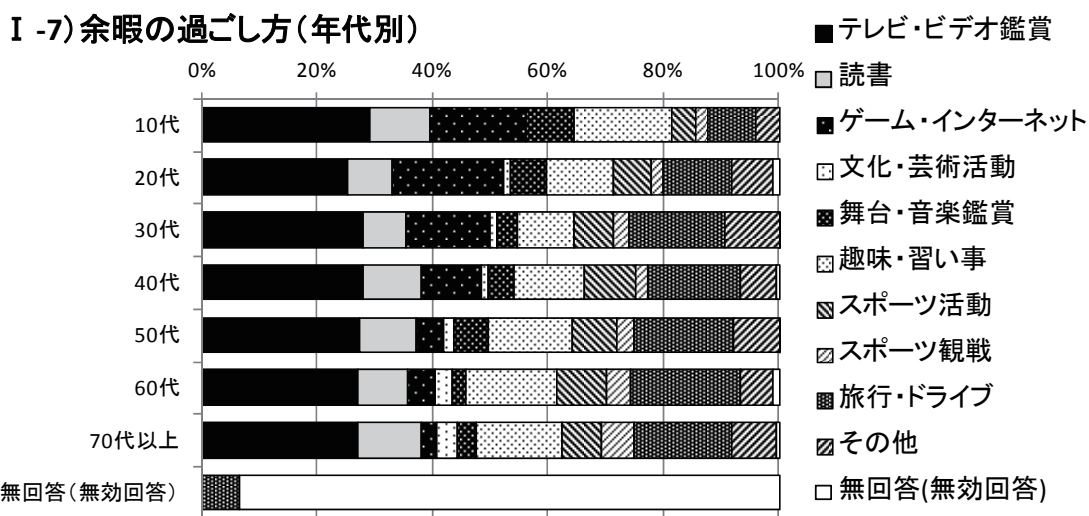
実施方法等については、平成23年11月から約1ヵ月間の期間において郵送により実施し、**1,242人(41.6%)**の市民の方から回答が得られました。

なお、調査項目及び各項目の数値等回答内容については、資料編として集約し、本編では、調査結果の概要として取りまとめました。

I. あなた自身のことについて

I-7) 余暇の過ごし方

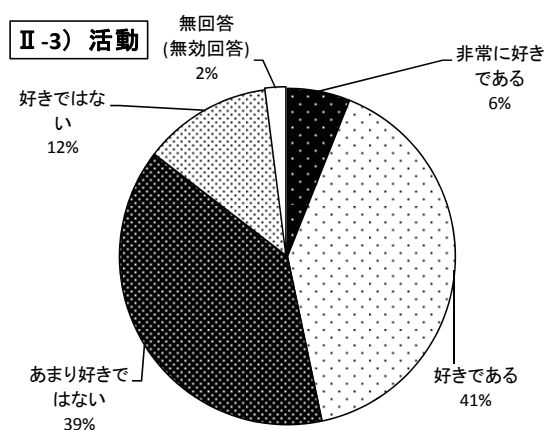
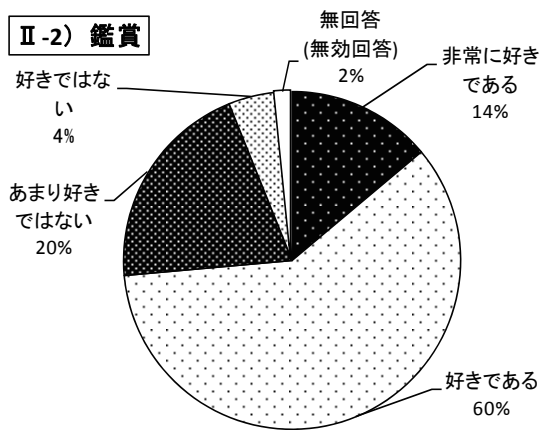
市民の余暇の過ごし方としては、各年代ともに「テレビ・ビデオ鑑賞」を選ばれた方が最も多く、「旅行・ドライブ」、「趣味・習い事」と続いています。年代によって若干のバラツキが見られます。



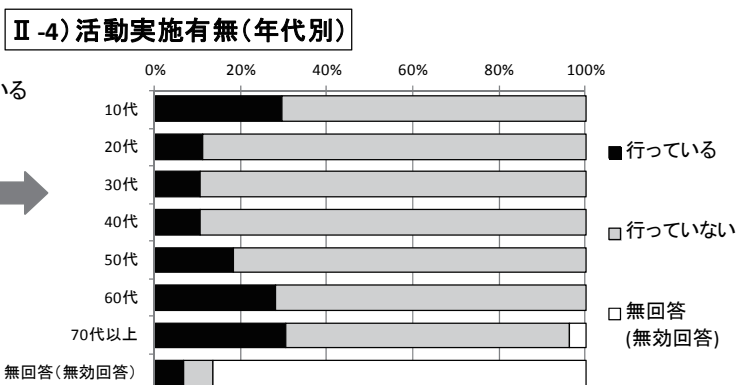
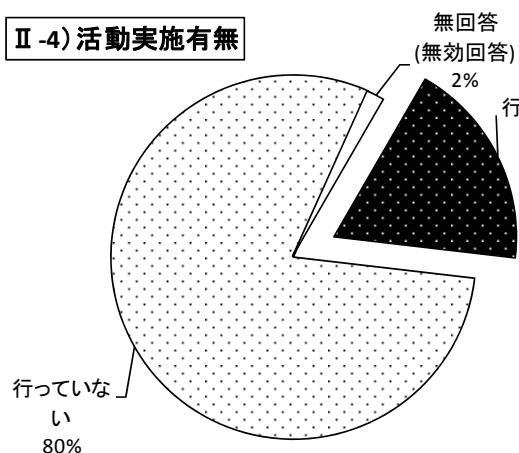
II. 文化・芸術について

II-2) ~9) 文化・芸術の好き嫌いや関わり など

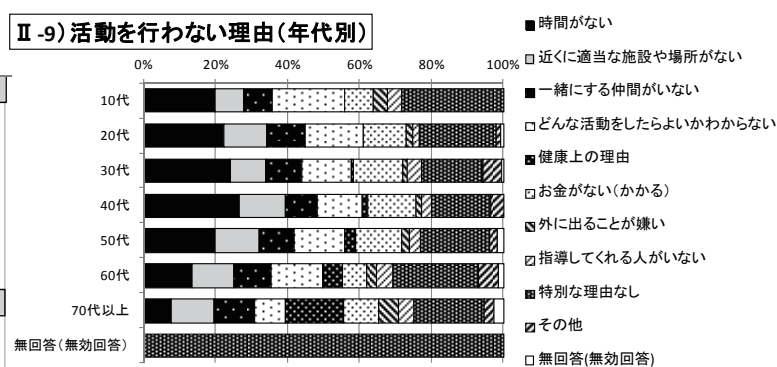
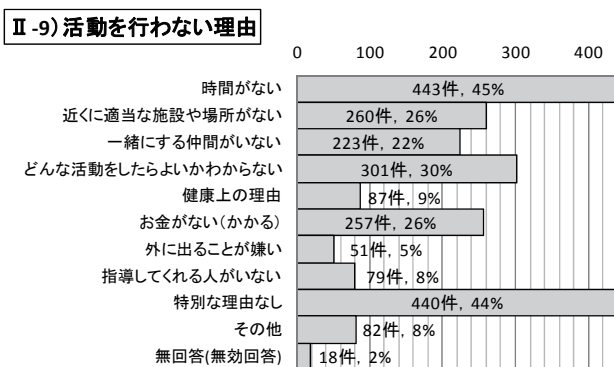
文化・芸術の好き嫌いについて、“鑑賞”することが好きと答えた人は、非常に好きを含め、全体の74%と高い結果であるのに対し、“活動”することが好きと答えた人は、非常に好きを含め、全体の47%にとどまっています。



また、実際に活動を行っている人と答えた人は、全体の18%とさらに低く、仕事や育児などに主に時間を割かれる20代から40代の年代が特に低い結果となっています。



このことは、問9の結果にも表れており、活動を行わない理由として「時間がない」を選ばれた方が最も多く、45%の方が選ばれています。



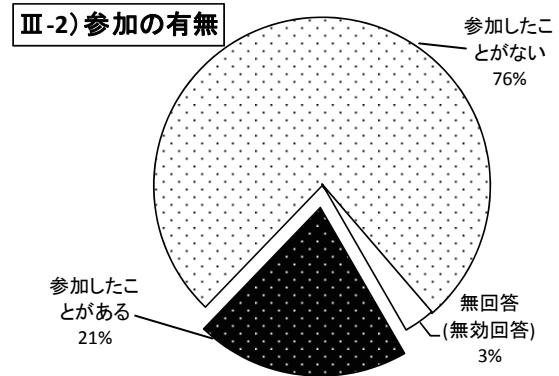
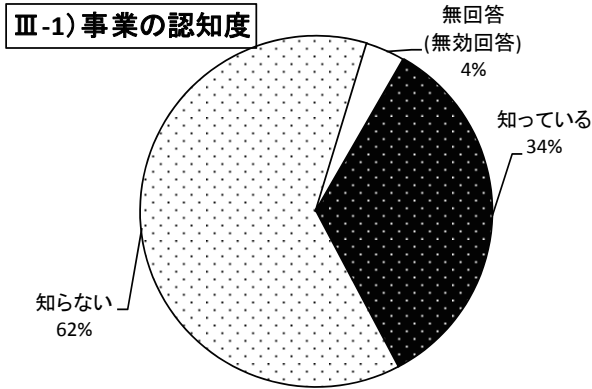
一方、活動を行うと答えた人の活動日数としては「週に1回から数回」38%、「月に1回から数回」37%の順となっています。

また、活動を行う理由としては、「心のやすらぎ、心身のリフレッシュ」60%、「知人、友人との交流」51%が突出しており、半数以上の方がこの項目を選択されています。

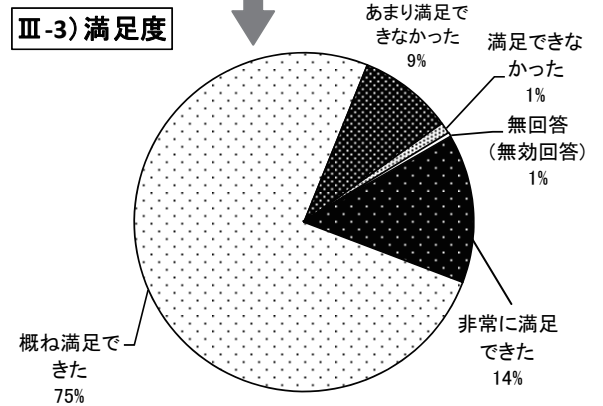
Ⅲ. 文化振興事業について

Ⅲ-1) ~4) 文化振興事業に対する認知、参加、満足度

市（鈴鹿市文化振興事業団含む）が実施する文化振興事業の市民への認知度については、34%、また市内で開催された文化振興事業への参加の有無については、21%と、いずれも低い結果となっています。



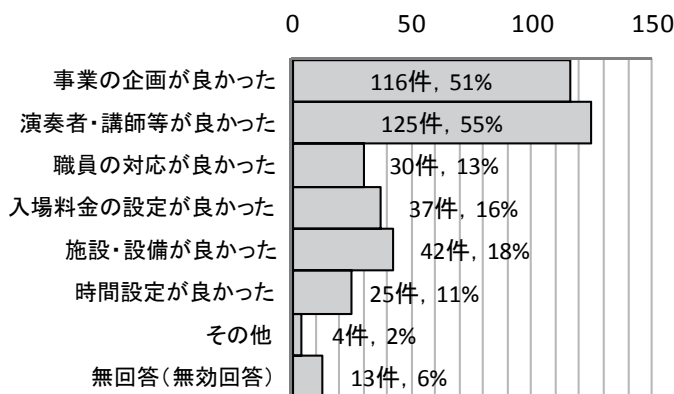
しかしながら、文化振興事業に参加したことがあると答えた人の満足度については、「非常に満足できた」14%を含め、満足できたと答えた人が参加者全体の89%を占めており、非常に高い満足度となっています。



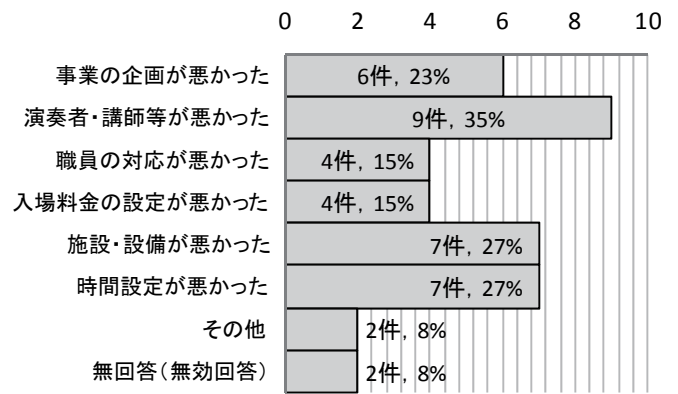
このことから、文化振興事業の周知が不足しているが、参加をしてもらえれば、満足をしていただけることが分かります。

満足の理由としては、「演奏者・講師等が良かった」55%、「事業の企画が良かった」51%で突出しています。また不満足の理由としては「演奏者・講師等が悪かった」35%、「施設・設備が悪かった」27%、「時間設定が悪かった」27%の順となっています。

Ⅲ-4 満足の理由



Ⅲ-4 不満足の理由

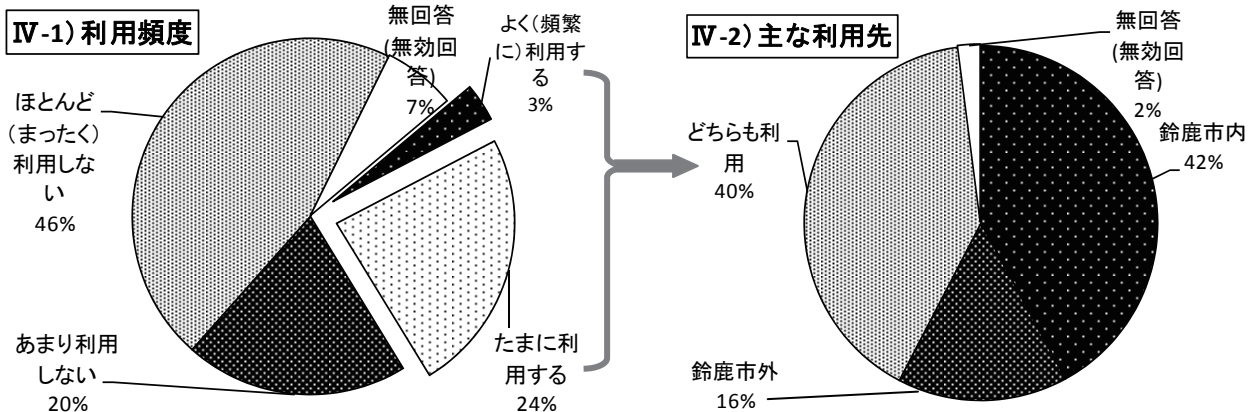


IV. 文化施設について

IV-1) ~4) 文化施設の利用頻度、満足度

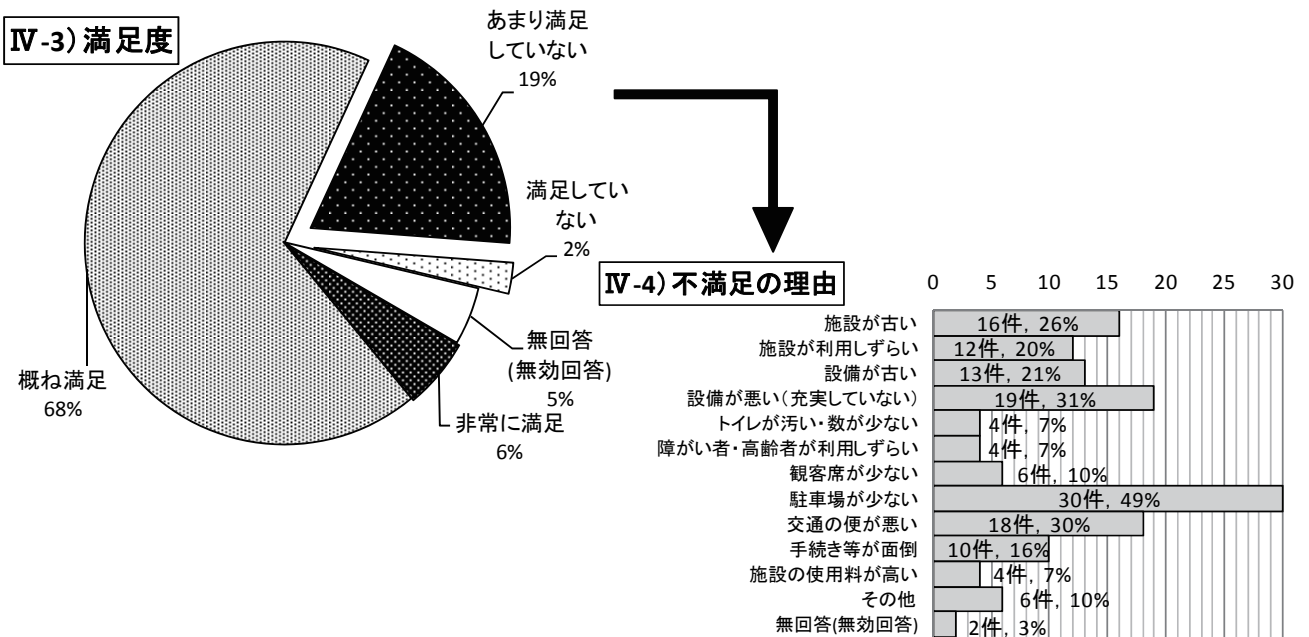
文化施設の利用頻度については、「よく（頻繁に）利用する」3%、「たまに利用する」24%で、回答者全体の4分の1という低い結果となっています。

このうち、利用者の施設の主な利用先としては、「鈴鹿市外の文化施設」と回答された16%の方を除き、約8割の方が鈴鹿市内の文化施設を利用されています。



さらに、利用者の施設利用に対する満足度については、「非常に満足」6%、「概ね満足」68%で、利用者全体の約7割の方が鈴鹿市の文化施設に満足されているという結果となりました。

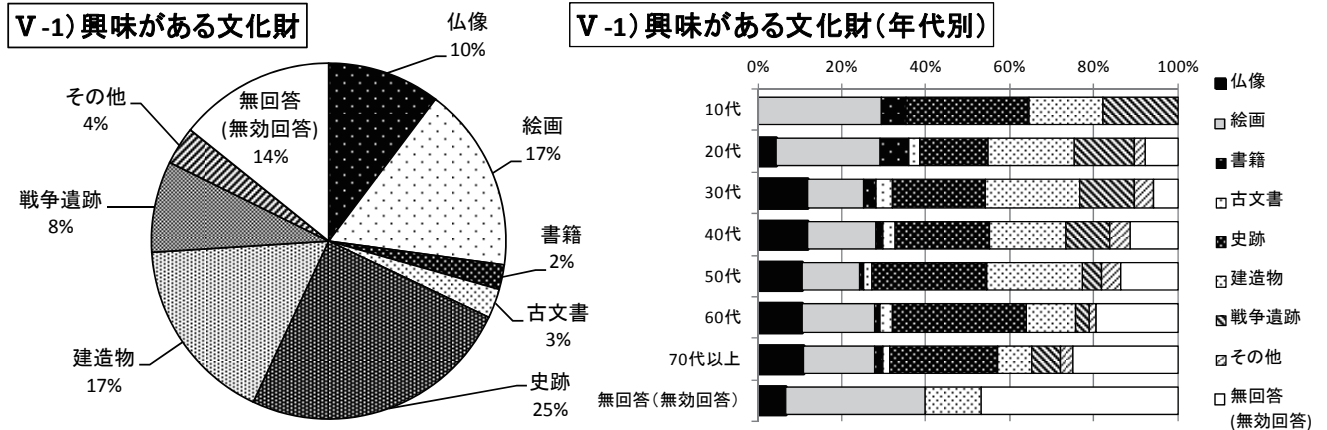
また、「あまり満足していない」19%、「満足していない」2%の理由としては、「駐車場が少ない」49%、「設備が悪い（充実していない）」31%、「交通の便が悪い」30%の順で、半数の方が駐車場の不備を不満足の原因に挙げられています。



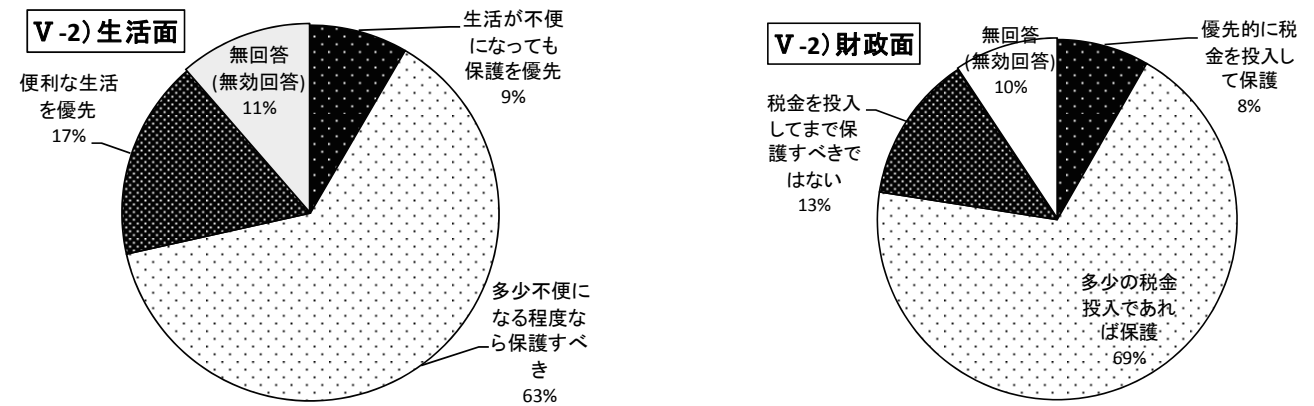
V. 文化財について

V-1) ~5) 文化財について

興味がある文化財については、「史跡」25%、「建造物」17%、「絵画」17%の順で、この3つの項目で回答者の約6割を占めています。また、年代別でもほぼ同様の傾向が表れています。

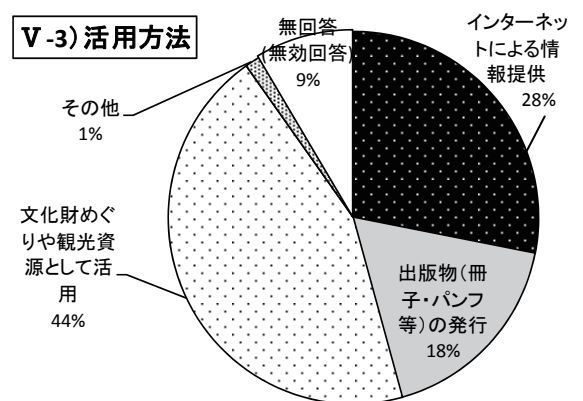


文化財の保護に対する考え方としては、生活面、財政面ともに、「多少不便になる程度(税金投入)であれば保護すべき」を含め「保護すべき」と答えた方が7割以上を占め、程度問題はあるものの、概ね理解が得られる結果となっています。



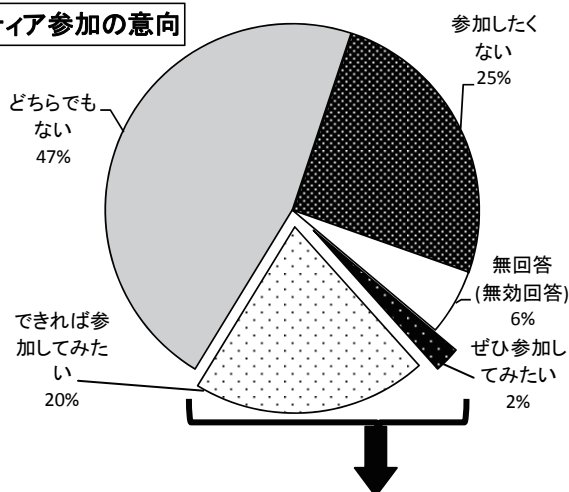
文化財の活用方法に対する意見としては、「文化財めぐりや観光資源として活用」44%が最も多く、半数近くの方がこの項目を選ばれており、次いで「インターネットによる情報提供」28%、「出版物(冊子・パンフ)の発行」18%の順となっています。

このことから、文化財を保護し、文化財めぐりや、観光資源として活用をしていくことを望んでいると思われます。



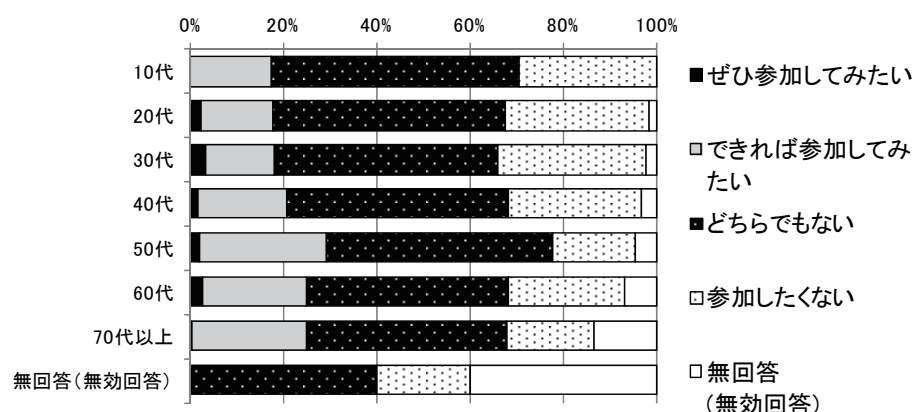
文化財の保護・活用のためのボランティアへの参加の意向については、「ぜひ参加してみたい」2%、「できれば参加してみたい」20%で、ほぼ5人に1人の方が参加の意向を示す傾向となっており、年代別では高齢者層ほど参加傾向が高くなっています。

V-4) ボランティア参加の意向



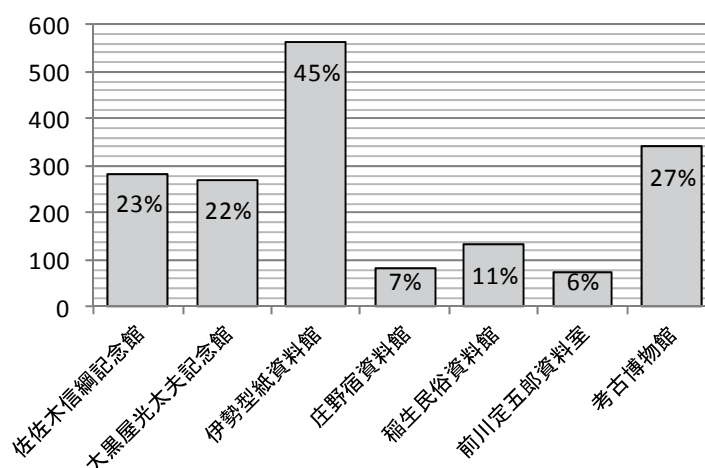
このことから、潜在的には、かなりの方が参加・協力をしていただける意志を持っていることがうかがえ、今後の文化財の保護・活用事業の展開を考えるうえで、きっかけづくり等の工夫が求められます。

V-4) ボランティア参加の意向(年代別)



利用したことのある文化財展示施設としては、「伊勢型紙資料館」が45%と最も多く、次いで「考古博物館」27%、「佐佐木信綱記念館」23%の順となっています。

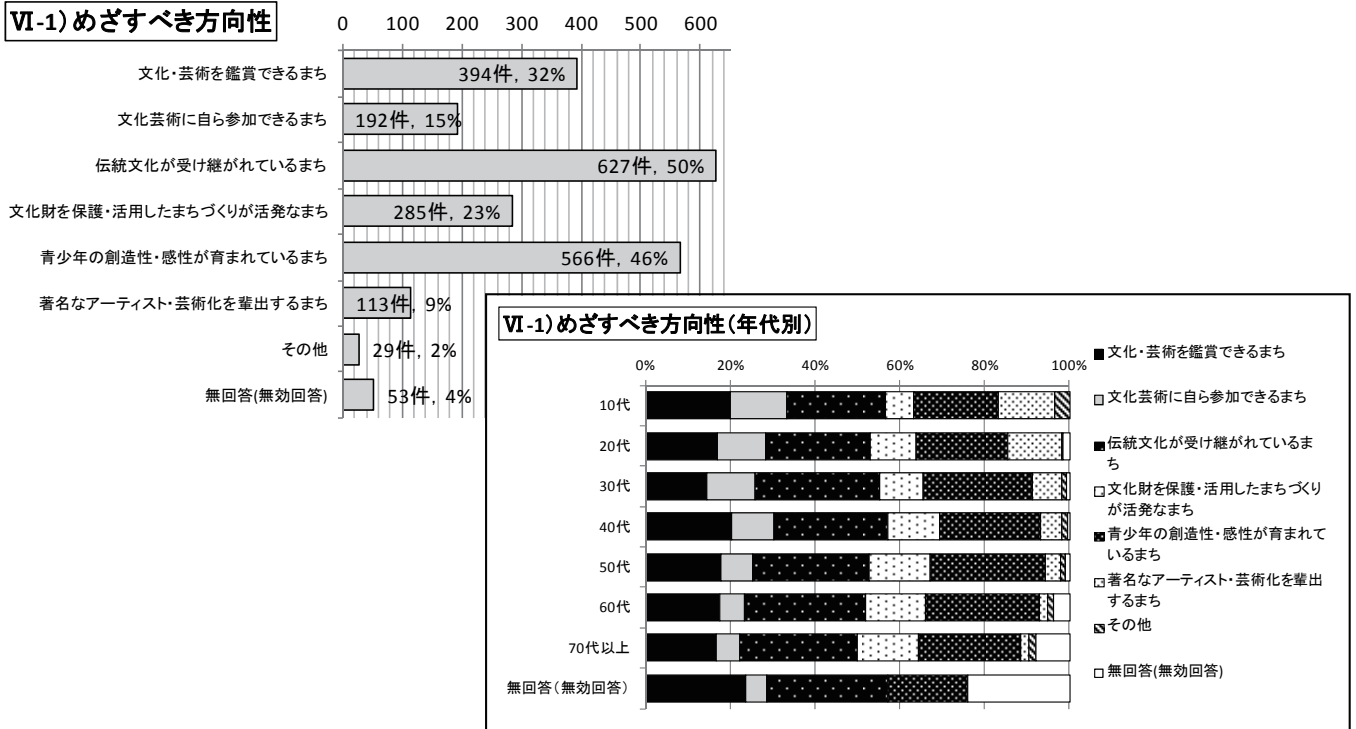
V-5) 利用したことのある文化財展示施設



VI. めざすべき方向性について

VI-1) ~ 2) 文化振興の方向性・重点事項

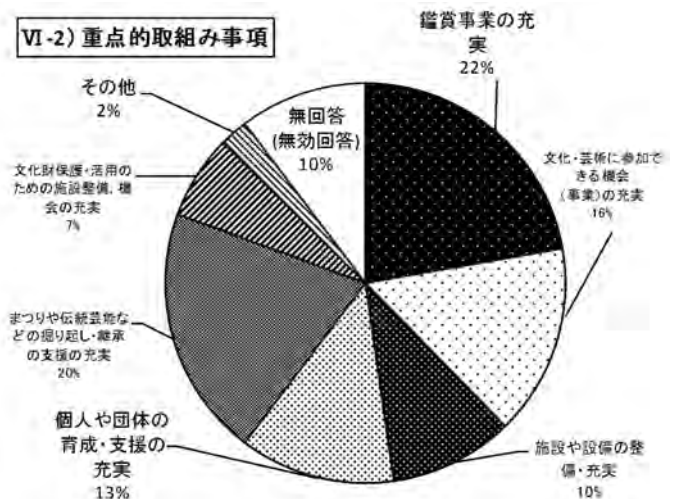
本市のめざすべき文化振興の方向性として、最も多かった回答は、「伝統文化が受け継がれているまち」で、50%（半数）の方が選択されています。次いで「青少年の創造性・感性が育まれているまち」46%、「文化・芸術を鑑賞できるまち」32%となっています。また、年代別でも同じ傾向が表れています。



市（行政）として重点的に取り組むべき事項については、「鑑賞事業の充実」22%、「まつりや伝統芸能などの掘り起し・継承の支援の充実」20%、「文化・芸術に参加できる機会（事業）の充実」16%の順となっています。

VI-1) で「青少年の創造性・感性が育まれているまち」と回答された方の多くが、青少年の創造性・感性を育むための手段として、「鑑賞事業の充実」を選択されたことが特徴として表れています。

これらのことから、伝統文化が受け継がれ、市民の文化活動の支援の充実を求めていることがうかがえます。



Ⅶ. 文化振興に関する意見・要望

意識調査で、自由記述欄に寄せられたご意見から抜粋してご紹介します。

○小中学校での遠足や校外学習などで、地域の文化財や文化施設に行く機会を増やし、子どもの頃から自分たちの住む地域の文化を知っていけると良いと思います。

休日に出かけたら良いかもしれませんが、なかなか自分たちでは足を運べないこともありますので学校に、劇団や音楽家を招き、本物の芸術にふれる回数を増やして頂けると嬉しいです。

○コンサートは津の文化会館ばかりで遠くて行けないので、有名な人のコンサートやライブを鈴鹿市でやってほしい。

○鈴鹿市内外で、文化的活動で活躍されている方々を知る機会を増やして頂きたいと思います。特に子どもたちに接する機会がいろんな形であれば、興味や刺激をうけて、自分の将来を考える選択肢が広がると思われれます。

○このアンケートを記入してみて、鈴鹿は文化面でもいろいろ貴重な祭りなどもあるのに埋もれているみたいです。もっとアピールしてみんなに知ってもらう事が大切だと思う。

○市内の文化財・施設がバラバラに存在していて、また、交通の不便な所が多い。車でないと行けない。（車に乗れない人には全く不便で行けない。）市内の文化財・施設を巡回するCーバスの様なものが好ましい。

(第1次) 鈴鹿市文化振興ビジョンの検証

文化のクロスロード「すずか」とネットワーク型文化都市を基本目標に策定された(第1次)鈴鹿市文化振興ビジョンの進捗状況について、5つある基本施策ごとに計画(Plan)された実施細目の実施内容等をもとに、担当課による検証(自己評価)を実施しました。

検証内容としては、計画期間内における実施細目ごとの実施内容等(Do)から「実施(検討の実施を含む)」、「一部実施」、「未実施」の3段階で実施結果を評価するとともに、課題や問題点を洗い出し(Check)、(第2次)ビジョン策定に向けての方向性(継続・充実・縮小・廃止・完了・終了・検討・他課で実施)及び具体的な改善・検討内容を抽出(Action)しました。

基本施策 実施細目	計画数	実施結果			次期計画に向けての方向性							
		実施	一部実施	未実施	継続	充実	縮小	廃止	完了	終了	検討	他課で実施
すずかのまちの芸術文化を創造 (つくる・そだてる)	11	10	0	1	2	6	0	0	0	1	1	1
人づくり	3	3	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1
心ゆたかな子どもの育成	3	3	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0
文化団体の支援	5	4	0	1	1	3	0	0	0	1	0	0
伝統や歴史豊かな郷土文化の継承 (まもる・いつくしむ)	35	31	2	2	27	1	0	1	2	1	0	3
文化財の保護と活用	18	16	2	0	15	1	0	0	2	0	0	0
埋蔵文化財の保護と活用	7	7	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0
先人の顕彰、すずかの文化人たち	3	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0
歴史のまちづくり	7	5	0	2	2	0	0	1	0	1	0	3
うるおいとひろがりのある市民文化の発展 (まなぶ・いかす)	12	11	1	0	4	5	1	0	0	0	0	2
芸術文化活動の振興	9	9	0	0	4	4	0	0	0	0	0	1
情報ネットワークの整備	3	2	1	0	0	1	1	1	0	0	0	1
文化をはぐくむまちづくり (ひらく・ときめく)	14	8	4	2	4	2	0	0	0	0	1	7
地域文化おこし	5	2	2	1	2	2	0	0	0	0	1	0
市民の異文化交流	7	5	1	1	0	0	0	0	0	0	0	7
文化施設の整備充実	2	1	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0
文化をひろげるパートナーシップの確立 (つなぐ・はばたく)	11	10	0	1	8	1	0	0	0	0	1	1
市民参加	8	7	0	1	5	1	0	0	0	0	1	1
行政の文化体制の推進	3	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0
計	83	70	7	6	45	15	0	2	2	2	3	14

※方向性に「他課で実施」とあるのは、平成16年3月、第1次文化振興ビジョン策定の後、同年4月に実施された市役所の機構改革や、平成18年度からスタートした第5次鈴鹿市総合計画により、担当部署の変更や文化振興から産業振興等、別事業として取り組まれるようになったものです。なお、第2次文化振興ビジョンでは対象としない項目となります。

(第1次) 鈴鹿市文化振興ビジョンの検証 (各基本施策について)

基本施策

つくる・そだてる

すずかのまちの芸術文化を創造

【取り組み】

市では、鈴鹿市美術展、鈴鹿市文芸賞等を開催して、市民の創作活動と発表機会の充実を図り、個人や民間団体による展覧会、コンクール等への後援をしました。

子どもを対象とした体験学習講座を考古博物館などの施設での開催や、(財)鈴鹿市文化振興事業団の行う子育て支援事業として、子ども向けのミュージカルや演劇、科学ショーの開催、学校アウトリーチ事業を実施しました。

鈴鹿市の文化施策を民間の活力を利用して、柔軟かつ積極的に実施するため設立された(財)鈴鹿市文化振興事業団と、鈴鹿市における芸術文化の振興を図るとともに、市民文化の向上に寄与することを目的に設立された鈴鹿市芸術文化協会など文化団体との連携を図り、活動を支援しました。

【課題・展望】

美術展、文芸賞などでは、他市町でも実施されていますが、出品者の固定化、作品出品数の固定化や伸び悩みがみられます。また、展示会場のスペースが少ない悩みがあります。

(財)鈴鹿市文化振興事業団は、公益財団法人化(平成25年度)に向けて、より一層の自立化が求められます。事業団の自主事業に関して、シアター事業等、施設の収容規模の制約から利益が確保できず、市民に良質な文化芸術を提供する使命と収益性向上とのジレンマがあります。

基本施策

まもる・いつくしむ

伝統や歴史豊かな郷土文化の継承

【取り組み】

文化財の保護については、教育委員会の諮問機関である文化財調査会を開催し(年2回を目途)、文化財保護事業の調査報告や課題の検討、文化財指定の可否等について審議を行ってきました。

文化講演会の開催や、考古博物館、大黒屋光太夫記念館、佐佐木信綱記念館における特別展の開催等、充実した事業を展開してきました。

また、金生水沼沢植物群落の環境整備が整い、観察会を開催し(平成24年度・5回)、大変好評をいただいております。

文化財を活かした学習支援活動や文化財めぐり、文化財講座等については、市民の

現状

方々が文化への理解を深め、愛着をもっていただけるよう、観光や産業等との連携を図りながら実施をしました。

考古博物館では年4回の特別展や企画展、夏休みのこども体験博物館の開催、期日限定講座や出前講座等を開催し、郷土の歴史や文化についての理解を深める活動を行いました。遺跡の説明会や講座では、各遺跡（平田遺跡、磐城山遺跡、長者屋敷遺跡）などで現地説明や、観月会・ミュージアムコンサートなどを開催し好評をいただいております。

これらの発掘調査や遺物整理作業が迅速に進むように専門職員の後継者養成を図りながら発掘調査体制の充実に努めています。

遺跡地図の改訂作業では、WebGISでの情報共有化を推進しました。

まちなみ保存活動については、都市計画課において、鈴鹿市景観づくり条例、鈴鹿市景観計画を策定して実施をしており、文化課と連携して、佐佐木信綱生家周辺、東海道、伊勢街道の町並み等について、景観保全事業を行っています。

【課題・展望】

金生水沼沢植物群落につきましては、駐車場用地の取得と境界面の整備、沼沢の維持管理のためのボランティアの充実が課題です。

埋蔵文化財包蔵地の周知に努めるとともに、現地説明会や速報展を通して市民の方々の埋蔵文化財の保存への理解と関心を高める必要があります。

調査資料の増大により資料の整理保管業務の効率化が求められています。

基本施策

まなぶ・いかす

うるおいとひろがりのある市民文化の発展

【取り組み】

(財)鈴鹿市文化振興事業団では、芸術・伝統文化等のシアター事業の充実を図ってきました。また、公共施設だけでなく飲食店や旅館での演奏会の開催も実施しました。

また、文化学習講座の開催や、CNS（ケーブルネット鈴鹿）とタイアップをして、放送セミナーの番組を制作し放映（年2本）をしました。

鈴鹿市芸術文化協会による芸文協祭など、より広い市民の参加が進むよう、個性的で独自性のあるイベントの開催に努めています。

(財)鈴鹿市文化振興事業団では、情報誌「けやき」、ホームページの開設、FM三重、CNS、スズカ・ヴォイスFM、雑誌社などを活用して情報発信をしており、考古博物館や各記念館でも同様に、情報誌や館便りなどの発行や、独自のホームページの運用を

して情報発信に努めています。

【課題・展望】

イベントの開催にあたって様々な助成制度に、積極的に応募をしていますが、必ずしも採択がされない実情があります。

継続的に市の広報、ホームページを活用し、文化情報の発信が必要です。

基本施策

ひらく・ときめく

文化を育むまちづくり

【取り組み】

文化施設は文化の発表の場、創造の場、交流の場としての拠点と位置付け、積極的にその活用を図ることが求められています。

市民会館は開館から約40年、文化会館は約20年経過し、耐震化や老朽化に対応した大規模改修を計画的に行い、施設・設備の更新と安全設備の充実を図る計画をしていますが、社会情勢の変化に伴う経済的低迷の影響で、いくつかの計画が未実施となりました。

異文化交流に関しては、現在は主に、市民対話課と(財)鈴鹿国際交流協会が主になって活動を行っており、「鈴鹿市多文化共生推進指針」を制定し、地域における多文化共生の推進を総合的に実施しています。

【課題・展望】

厳しい財政事情のおり、施設改修計画などが繰り延べになっていますが、集中と選択による実施はもとより、予算確保に向けて継続的な努力が求められます。

基本施策

つなぐ・はばたく

文化をひろげるパートナーシップの確立

【取り組み】

(財)鈴鹿市文化振興事業団の事業では、実行委員会形式で「鈴鹿の街音楽祭」、「万歳サミット」など、数多くの市民参加型イベントを開催してきました。

また、「スイーツ&カフェコンサート」では、市内スイーツ店からの出店形式で連携をして開催をしました。

(財)鈴鹿市文化振興事業団では、平成25年度の公益法人化に向けて、文化事業の専門家集団としての能力を高めるため、スタッフのプロパー化を進めています。

考古博物館や記念館の運営に関して専門的な知識による企画や啓発活動を推進してい

現状

くために、学芸員の役割が重要となってきます。また、文化行政担当職員には、県が主催する他市町との交流の機会や研修に参加し、情報交換や知識の向上を図っています。

【課題・展望】

第1次ビジョンでは、「パートナーシップの確立」について、「平等な立場で建設的な話し合いを進めます。」とありますが、かたく構えるのではなく、手間と時間はかかりますが、アイデアや企画の時点から、それぞれの立場で参加をし、一緒につくりあげていくことが求められます。



伊勢型紙資料館
(市指定史跡 寺尾家住宅)



庄野宿資料館
(市指定建造物 旧小林家住宅)

ビジョンの基本目標

「魅力ある『すずか文化』を創造します！」



文化芸術を楽しむ、育む心は、市民の個性と魅力を高め、心や暮らし、さらには、まち全体を元気にする活力として、地域の文化力が注目されています。

古い歴史と文化を有する鈴鹿市には、多数の文化財や伝統技術・芸能があります。また、文化人による業績も豊富にあります。

さらに、市民の文化活動が積極的に行われ「すずか文化」が育まれています。

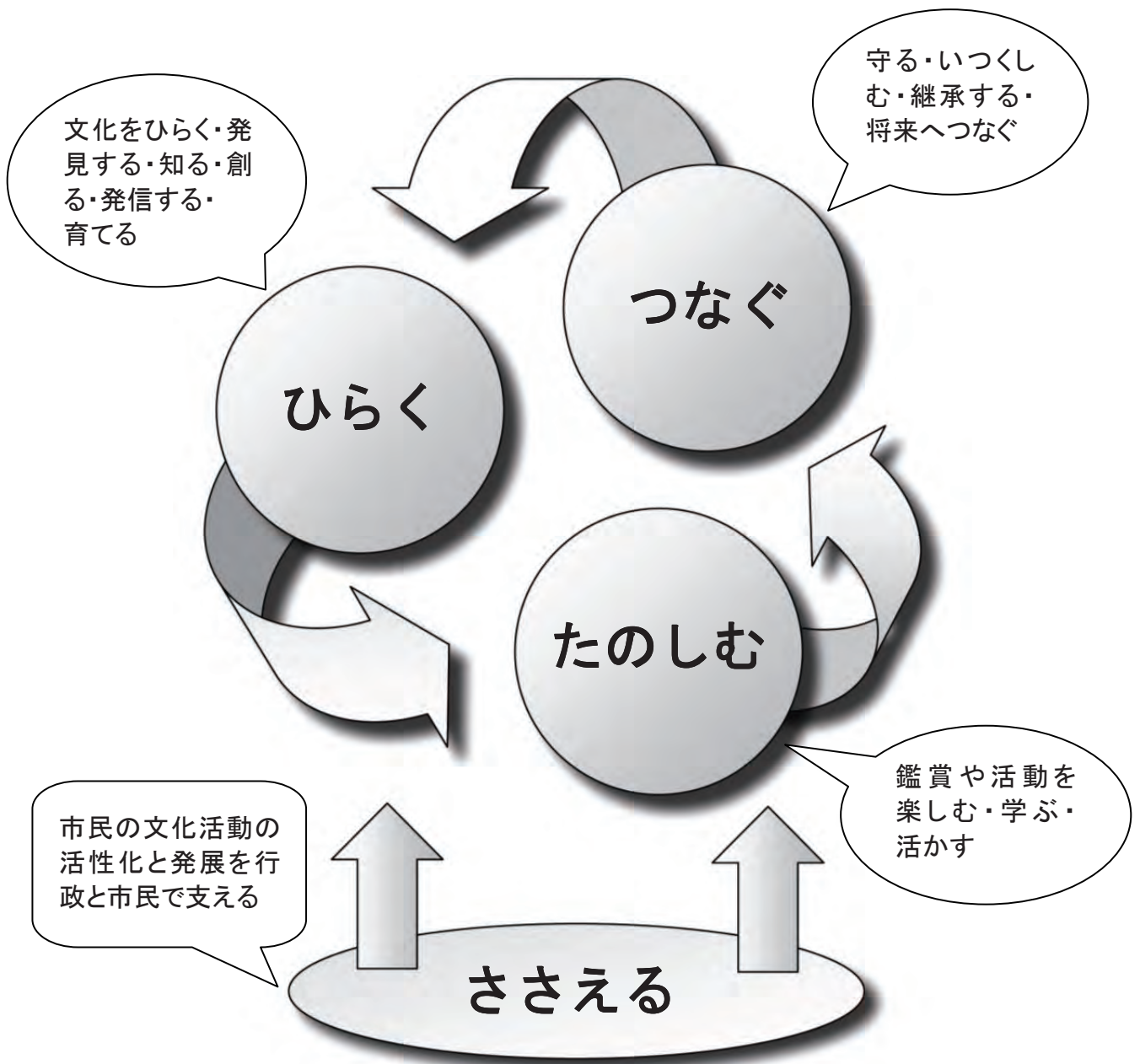
今回の意識調査では、文化振興の方向性として、伝統文化が受け継がれ青少年の創造性・感性が生まれ、そして鑑賞事業や体験・参加型事業による市民の文化活動支援の充実を市民が求めていることが浮かび上がりました。

これまで、育まれてきた「すずか文化」が持つ文化力を一層高めるため、市民の文化に対する意識を高め、民間の力を活かし、一人ひとりが気軽に活動できる環境を創り、次代の担い手である子どもたちに優れた文化芸術に触れる機会を創り、文化が受け継がれていくことで市制施行80周年を迎える10年後をひとつの目標にして「すずか文化」の創造を目指します。

基本方針

一人ひとりの市民が生涯において、自分にあった文化活動を行い、暮らしの中に文化を取り入れ、地域の文化や文化遺産を学び、魅力ある文化を創造するため、文化振興の基本となる方向性を4つのキーワードに整理をしました。

基本方針4つのキーワードのイメージ



ひらく

文化をひらく・発見する・知る・創る・発信する・育てる

長い伝統の中で培われてきた伝統文化だけでなく、市民の文化活動によって日々創造される文化も、まぎれもない「すずか文化」といえます。

まだ知られていない、ユニークで多様な文化活動に光を当て、その魅力が育まれ、広く認められることで、すずからしさを発揮する文化へと発展します。

すずからしさにつながる可能性を秘めた文化資源を発掘・再発見し、市民一人ひとりが、自分自身の体験として「気付き」あるいは「認められること」の感動、高揚感を実感できる文化振興施策を目指します。



○新たな文化資源の発掘・創出・活用

- ・芸術団体などとの協働
- ・文化に関わる人の交流

○文化活動にかかわる情報提供の充実

- ・市や文化施設のホームページで情報を提供
- ・広報や報道機関、情報誌への情報提供と連携
- ・ソーシャル・ネットワーキング・サービスの活用

○子どもが文化に触れる機会づくり

- ・地域や学校で、文化に触れる機会づくり

たのしむ

鑑賞や活動を楽しむ・学ぶ・活かす

音楽や芸術作品の鑑賞、地域の祭りや郷土芸能に関わるなど自らの生活スタイルに応じて、文化芸術に親しんでこそ、本当の意味で、市民文化の広がりやレベルの向上が見込まれ、ひいては、郷土や地域コミュニティへの愛着や誇りが醸成されます。

多くの人々が、自らの文化活動を楽しみ磨きをかけることで、鈴鹿らしい魅力的な文化として輝きが増す、身近に文化活動を楽しむことのできる環境づくりを目指します。



○市民が身近に文化活動にふれる機会づくり

- ・市民参加事業や市民大学等の文化セミナー開催

○市民の自主的・創造的な文化活動の場づくり

- ・文化活動、発表、創作の場を提供

○優れた文化芸術に触れる機会づくり

- ・文化施設で鑑賞する機会づくり
- ・学校での鑑賞の機会づくり

つなぐ

守る・いつくしむ・継承する・将来へつなぐ

文化財や伝統芸能などを大切に守り、継承することはもちろん、新しく生み出されてきた文化も、次の世代へ継承されることで将来へ発展していきます。

市民によって生み出され、育てられ、磨かれることで、鈴鹿らしい文化が未来へ引継がれていくことを目指します。



○文化の振興にあたり多様な交流の推進

- ・学校との連携
- ・団体間の交流の推進

○地域の文化資源を守り育てる

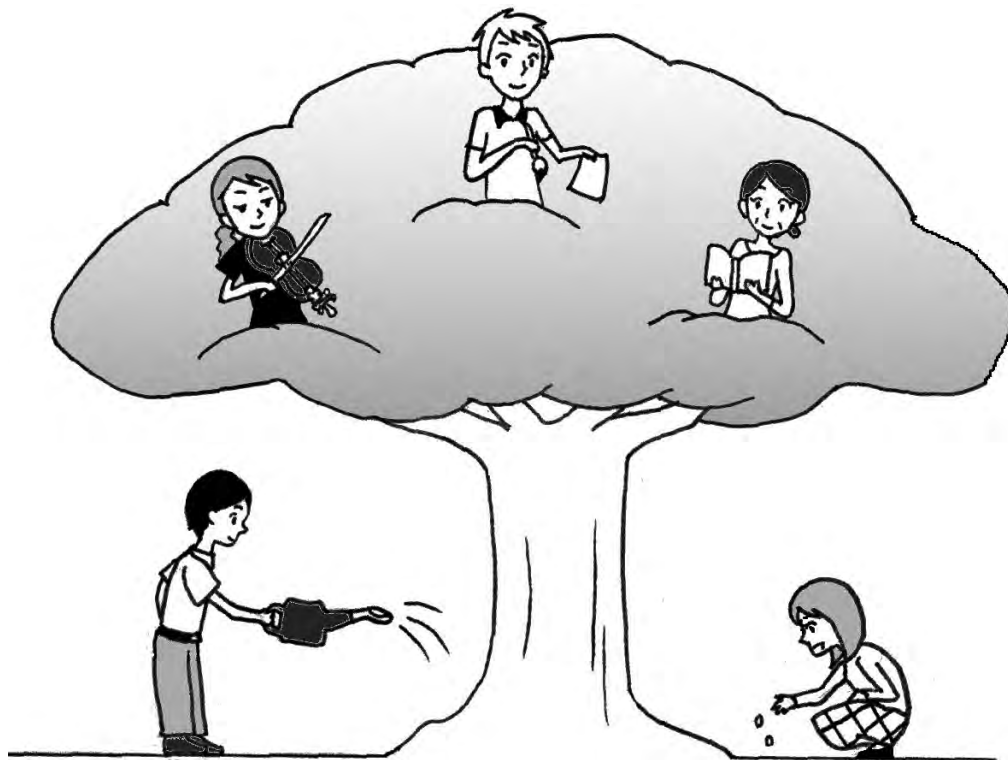
- ・文化財、伝統文化の調査、保存、継承
- ・若い世代が、伝統文化に触れる機会づくり

○文化資源の連携

- ・公開施設間の連携
- ・文化財巡りのための情報の発信

市民の文化活動の活性化と発展を行政と市民で支える

市民が主体的に文化活動を楽しめるように、文化振興のための拠点を整備し、市民の活動を支援する団体の育成や、民間の力を活かした文化活動を推進します。



○市民の文化活動の支援

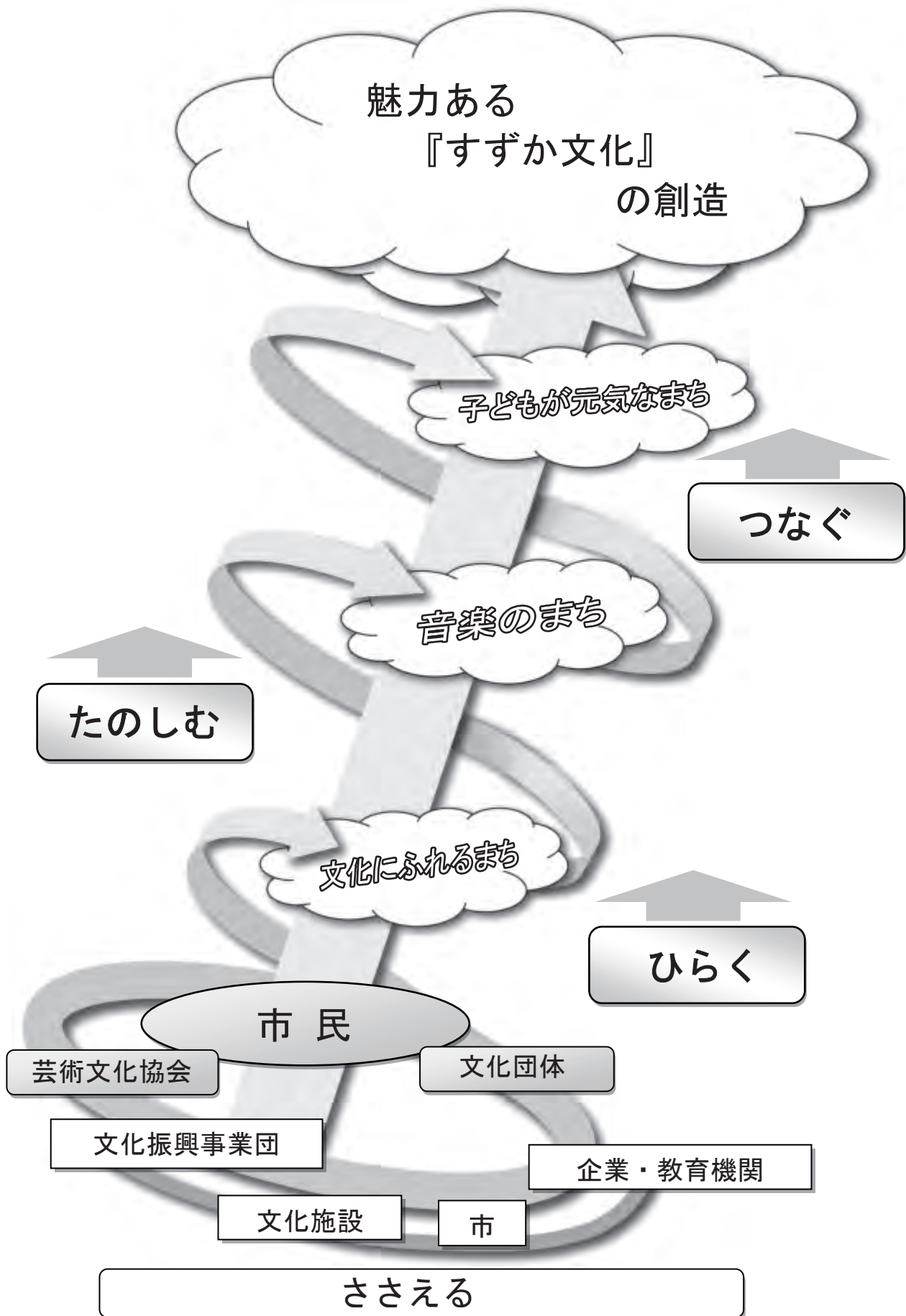
- ・セミナー・講座など学ぶ機会の充実
- ・文化芸術を発信する環境の充実
- ・文化ボランティアの育成
- ・文化振興を担う人材育成

○市民と企業・市等が協働する文化の振興

- ・企業等が保有する創造力の発揮・活用
- ・文化芸術事業へ企業等の協賛による参加
- ・実行委員会形式で文化活動の実施

○文化環境の整備

- ・安心して使用できる施設の整備
- ・文化施設のアクセスの整備
- ・文化施設と観光資源との連携
- ・高校・大学等教育機関との連携



重点施策

文化にふれるまち

創作活動を始めのきっかけづくりとして、子どもから大人まで、様々な分野の文化講座や展示会など、誰もが気軽に文化・芸術にふれることができる機会の充実に努めます。

- 実績
- 鈴鹿文化工房
 - 市民大学文芸学科・美術セミナー・放送セミナー
 - 鈴鹿市美術展（市展）
 - 鈴鹿市文芸賞
 - ゴスペルワークショップ
 - 企画展関連講座（考古博物館・佐佐木信綱記念館・大黒屋光太夫記念館）
 - 体験講座（考古博物館・伊勢型紙資料館）
 - 出前講座（考古博物館・佐佐木信綱記念館・大黒屋光太夫記念館）
 - フィールドワーク（金生水沼沢植物群落観察会・発掘調査の現地説明会）

ビジョンに先立って行われた市民意識調査では、文化・芸術活動を行う理由（主なものを2つまで）として、「心のやすらぎ、心身のリフレッシュ」、「知人、友人との交流」を挙げた方が多く、次に多かった「知識、教養を高める」を大きく上回っていました。

生きがいや人との絆づくりに文化・芸術が大きな役割を果たしていることが伺え、逆に活動を行わない理由（主なもの3つまで）では、「時間が無い」が多かったが、「どんな活動をしたらよいかわからない」、「一緒にする仲間がない」といった理由をあげる方も多く、きっかけさえあれば、まだまだ多くの方が、積極的に文化活動に参加をされるのではないかと考えられます。

- 目標
- 気軽に参加できる講座の充実
 - 新しい分野の講座
 - 体験型・参加型講座の充実
 - フィールドワークの充実
 - 施設間の連携
 - 市内各地の文化財巡り



金生水沼沢植物群落観察会

音楽のまち

本市は、小学生から社会人まで吹奏楽が非常に盛んであり、コンクールで高い評価を得る等、その活躍が全国レベルの団体がいくつもあります。

その元気のある吹奏楽をはじめとして、市民の音楽活動の発表ができる場づくりや、鈴鹿市出身の音楽家の演奏にふれる機会づくりに取り組み、音楽のまち鈴鹿をアピールします。

また、実施にあたり、実行委員会などを組織し、市民の力で自ら行えるような環境を創ります。

- 実績
- 鈴鹿の街音楽祭
 - すずかJAZZ
 - ランチタイムコンサート
 - 七夕・クリスマスコンサート（プラネタリウム）
 - 観月・ミュージアムコンサート（考古博物館）
 - 飲食店でのライブ

市制70周年記念事業として開催された「鈴鹿の街音楽祭」では、クラシック、合唱、軽音楽、ワールドミュージック等多様なジャンルで活躍する実力のある市民演奏家による演奏会が開催されました。市民による実行委員会が結成され、音楽祭開催に向けて準備が進められ、鈴鹿の元気力を発信する代表的な市民主体のイベントとなりました。

すずかJAZZでは、地元出身のミュージシャンが一堂に会すること自体が初の試みであり、鈴鹿市の音楽レベルの高さと層の厚さを再認識するイベントでもありました。

- 目標
- 実力ある市民演奏家の発表の場の提供
 - 市民が気軽に生の演奏にふれる機会の提供
 - 音楽を通じた市民の出会い・交流の促進



ランチタイムコンサート



鈴鹿の街音楽祭

子どもが元気なまち

子どもたちが優れた芸術作品や演奏等に直接ふれ、楽しみ、関心を高めることで、次世代を担う子どもたちの豊かな心を育みます。

また、地域の伝統芸能などを学ぶことは、郷土への誇りや愛着が芽生え、すずかの伝統文化が未来に引き継がれる重要な原動力になります。

実績 ○鈴鹿文化工房

- ・学校アウトリーチ事業（小学校・中学校でプロが演奏）
- ・ペットボトルダンスワークショップ（小学生から一般参加による舞台公演）

○鈴鹿市民シアター

- ・親子ミュージカル
- ・サイエンスショー

○子ども図書館 読み聞かせ会（江島カルチャーセンター）

子どもたちに文化芸術に親しんでもらうため、子どもを対象とした鑑賞機会の提供と楽しみながら学べる機会の提供をするため、学校教育との連携をはかります。

プロの演奏に触れる機会として、学校アウトリーチ(出前講座)手法の活用やワークショップ(参加者全員による共同作業)手法による、舞台制作などの体験事業の実施など、実際に音楽や舞台芸術について体験ができる事業の工夫に務めます。

目標 ○子どもが楽しむ音楽、芸能、演劇等の開催

- 地域の伝統芸能の体験・伝承
- 親子向けミュージカルの開催
- 優れたアーティストを学校へ派遣



学校アウトリーチ事業



ペットボトルダンスワークショップ

ビジョン推進に向けて

施策を推進していくためには、市や市民、団体等との連携と協力が求められます。

1 市民

文化の担い手は市民であり、市民一人ひとりが文化振興の主演といえます。個々の持っている力を発揮して、市民の自主的で創造的な文化活動が盛んになることで、市民文化が発展します。

2 文化団体

文化団体は市民が交流し、集い、文化を醸成する場であり、地域コミュニティの場でもあります。それぞれの団体が、団体や世代の枠にとらわれることなく文化の交流が進むことで、文化が向上します。

文化を創造し、継承・発展させるための取り組みを支える人材や市民の活動を支援する団体を育成・支援するための取り組みが求められます。

本市においても、佐佐木信綱顕彰会、大黒屋光太夫顕彰会、鈴鹿市考古博物館サポート会などが活動しており、市民が自らの発意で文化振興のための実行委員会等を組織し、イベントの企画・運営にあたるなどの実績があります。

これからの文化活動においても、それぞれの団体が、団体・地域・世代などの枠を超えた文化交流や、市や企業等との連携による活躍が大きく期待されます。

・鈴鹿市芸術文化協会

鈴鹿市芸術文化協会は、美術、音楽、演劇舞踊、文学、生活文化の5部門、約100団体4千人強の会員が加入しており、市民文化団体の中心的役割を担っています。

所属する各種団体や個人が自主的に活動をし、芸術文化活動の企画・運営から、研修や指導者の育成、所属団体等への活動支援、市民への文化啓発活動などを行っています。

「すずか文化」の担い手として、市民の芸術文化事業の活動について協力、支援、相談、調整などの機能を持つ総合的な団体として更なる機能の充実が期待されます。

目標

3 財団法人 鈴鹿市文化振興事業団

鈴鹿市の文化政策を民間の活力を利用して柔軟かつ積極的に実施するため、平成9年4月1日に鈴鹿市の100%出資により設立された財団法人鈴鹿市文化振興事業団（以下「事業団」という。）は鈴鹿市が管理をする文化会館や市民会館などを拠点として、学習事業、鑑賞事業など多彩な文化振興事業を展開しています。

当初は舞台芸術や音楽の鑑賞事業と講義型の学習事業を中心に取り組んできましたが、近年は文化事業による人づくり、まちづくりの観点から、市民参加型ワークショップやアウトリーチ事業、学校やNPO等との連携による事業などにも力をいれています。

事業団は、「すずか文化」の担い手である市民との協働を基調としながら、効果的かつ効率的な事業展開を進める必要があります。

具体的には、市民で組織する実行委員会が行う自主公演など市民の創意工夫による文化活動を支援することや、鈴鹿市に縁があるアーティストを広く市民に紹介することなどの企画を充実する必要があります。

また、事業団が公益財団法人となることで、補助金以外の収入などによる一層の経営力の向上と、さらに今後、文化施設（鈴鹿市民会館・鈴鹿市文化会館等）の指定管理者となることで、収入の確保だけでなく、スイーツ&カフェコンサートやプラネタリウム上映と朗読や生演奏のコラボレーションなど、施設を活用したユニークで魅力的な企画をスムーズに展開することが期待されます。

今後も、文化振興を行う専門性のある職員の充実により、企画力やマネジメント力の向上と様々な分野の文化人や文化団体と培われた継続的で密接なつながりを活かして、文化事業の専門家集団として、鈴鹿市の文化振興を総合的かつ柔軟に取り組んでいくために大きな役割が期待されています。

4 企業及び教育機関

企業は、文化芸術活動を支援するための資金提供だけでなく、人材や施設等の提供や、企業主催による文化事業も行われており、地域の一員として、地域文化の向上に大きな役割が期待されます。

また、大学や工業高等専門学校、高等学校、専門的研究機関などの文化的役割も極めて重要です。ここで学ぶ学生や研究者の質的向上が地域のレベルアップに繋がることは勿論のこと、特に近年はオープンカレッジのように、一般市民向けの文化教養講座の開催など大学を市民に開放したり、教育機関などと共同で地域文化や歴史を研究するなど、その専門性を活かした社会貢献は大いに期待されるものがあります。

5 市

市民が等しく文化を創造し享受することができ、また、将来を担う子どもたちや、地域の若手アーティストを支援するための環境づくりが市に求められます。

また、市民や地域の文化団体などの表現活動や多様な交流、文化活動への主体的な参加を促すために必要な環境づくりも必要です。

市民や企業等との協働による文化振興策をとおして、地域コミュニティや地域経済活動の活性化を図るとともに、文化によるまちづくりに貢献する役割を担います。

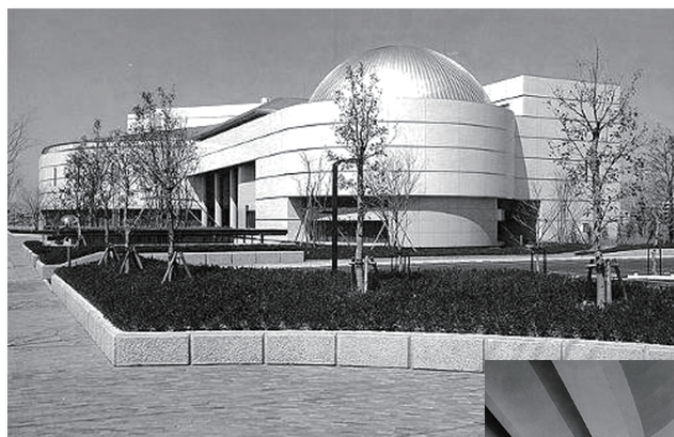
6 文化施設

市民会館をはじめとする公立文化施設は、地域における文化創造の拠点施設であり、市民にとって、舞台芸術や美術作品等にふれ親しむことができる施設です。

また、日頃の文化活動の場として、その果たす役割は大きなものとなっていることから、文化の発表の場、創造の場、交流の場としての拠点と位置付け、積極的にその活用が求められます。

市民が文化施設等を安心して利用できるよう、既存施設において、吊り天井等の耐震に対する改修工事を早期に行うことに努めなければなりません。

また、文化施設を有機的につなぎ、市民にとって使いやすいものとするため考古博物館、文化会館等の交通アクセスの整備も必要です。



鈴鹿市文化会館



鈴鹿市文化会館 けやきホール

ビジョン推進に向けた文化資源の活用

鈴鹿市には、94件の指定文化財や4件の国登録有形文化財をはじめとした文化財があり、地域で守り伝えられてきた伝統文化や優れた業績を残した先人がいます。このような地域文化資源を施策の推進に活用することが重要です。

1 文化財

古い歴史と豊かな自然を有する本市には、多くの文化財が残されており、そのうち本市の歴史や文化と深いかかわりのあるものは指定文化財として保護されています。伊勢国府跡や白鳥塚古墳、伊奈富神社庭園など古代の面影を伝える文化財や、太子寺の善然上人坐像や桃林寺の銅鐘、酒井神社の古文書など激動の中世を語る文化財、神戸城跡や江島若宮神社絵馬群、石薬師寺薬師堂など近世以降の多彩な文化財は、本市の歩んできた歴史を伝える柱となる文化資源です。また、金生水沼沢植物群落や長太の大クスなどの天然記念物やオンナイ念仏会などの無形民俗文化財、伊勢型紙の工芸技術、国登録有形文化財の旧北伊勢陸軍飛行場掩体、佐佐木信綱生家なども本市の豊かな自然や文化を伝える上で重要な文化資源です。これら本市の文化をかたちづくってきた文化財を保存・整備あるいは継承することは、本市の文化を守り伝える上で欠かすことはできません。さらに、新しい地域文化を醸成する市民の財産として、また、観光資源としても、これらの文化財を活用することが求められています。

また、未指定の文化財、とりわけ遺跡や建造物の中には、貴重な文化資源でありながらも保存が困難なものも多くあります。さらに、指定の文化財であっても、あまり知られていないものや脚光を浴びる機会に恵まれていないものも少なくありません。今後は、保存が困難となったものについては、出来る限り記録を作成して未来へ伝えていくとともに、保護された文化財については、より多くの人びとに広く周知できる仕組み作りを行い、文化資源としての利用促進につながる取り組みを行うことが必要です。

2 埋蔵文化財

市内にはたくさんの埋蔵文化財包蔵地があります。埋蔵文化財はその性格上、発掘調査を経て価値が明らかになるものですが、調査の契機は各種土木工事であることがほとんどです。そのため記録保存を前提として発掘調査が実施され、調査が終われば遺跡は失われます。貴重な歴史資料でありながら現状保存が困難であることが埋蔵文化財の置かれた現状です。

こうした特性を有する埋蔵文化財について、理解と関心をもっていただけるよう、発

掘調査の現地説明会や出土資料の公開を実施し、調査の成果を説明することが必要です。

3 公開施設

当市には、特色ある文化、歴史、先人などの文化資源があり、それらを広く紹介する施設があります。優れた業績を残した先人を顕彰する「佐佐木信綱記念館」と「大黒屋光太夫記念館」、稲作文化に関係した民俗資料を展示する「稲生民俗資料館」、国の無形文化財に指定されている伊勢型紙の工芸技術を紹介する「伊勢型紙資料館」、東海道の宿場・庄野宿に残された歴史資料を展示する「庄野宿資料館」、そして「考古博物館」及び市内初の歴史公園として整備を進めている「史跡伊勢国分寺跡」があり、それぞれの施設の特徴を活かしながら公開・普及活動を行っています。

とくに史跡伊勢国分寺跡は往時の姿を偲ばせる景観に恵まれ、歴史学習の教材としてはもちろんのこと、自然に囲まれたレクリエーションの場として利用されることが期待されます。隣接する考古博物館はそのガイダンス施設として歴史公園と一体利用ができるよう内容の充実が望まれます。

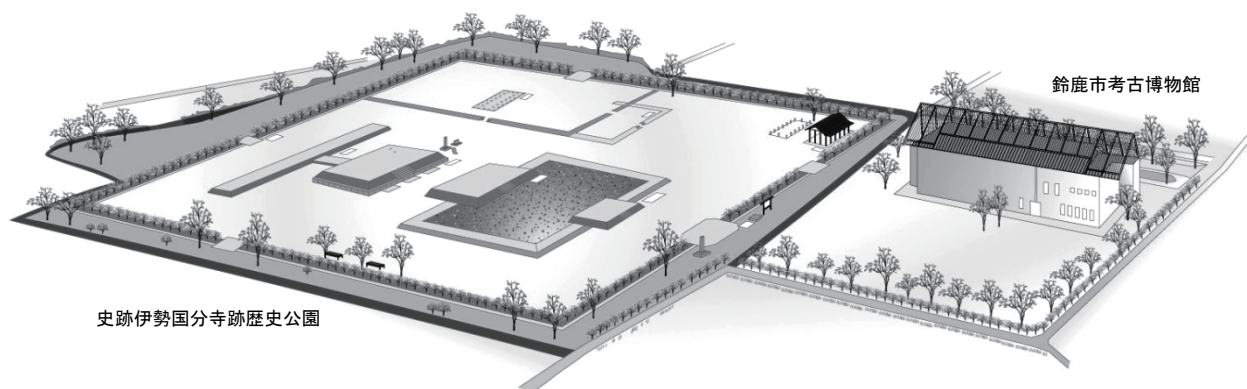
今後は、これらの館が持つ文化資源を市民の財産として広く共有・活用できる取り組みを強化し、それぞれの館が連携して様々な活用が図られるよう努める必要があります。



佐佐木信綱記念館



大黒屋光太夫記念館



史跡伊勢国分寺跡歴史公園

鈴鹿市考古博物館

史跡伊勢国分寺跡歴史公園（イメージ図）

策定委員会に参加して

鈴鹿市の文化振興ビジョン策定に関わることができ、何が鈴鹿の文化について、如何に「ひらき、つなぎ、たのしみ、ささえる」を考えることができました。25年度から34年度の10年間、鈴鹿市民がいきいきと生活を営むことができる解り易いビジョンが必要であると感じています。

大切に考える事は、鈴鹿というこの街に生まれ、豊かな自然と優しい人々に育まれた子供たちがやがて大人になって、鈴鹿に生まれて良かった、これからも鈴鹿に住みたいと思える楽しみをつなげる街、そんな鈴鹿を描けるビジョンに支えられた市民の姿がこの街の誇りであると思います。私はケーブルテレビの代表者として、今まで以上に鈴鹿の地域に密着して鈴鹿市の皆さんの営みと結びつきをお伝えしていかなければと考えています。

秋 月 修 二

鈴鹿市の文化といえば、工業、商業を中心とした若い都市と言う印象のかげに隠れて印象が薄かったのですが、今回本委員会に参加して多くのことを学び、考えました。特に未来を支える子どもたちに、豊かな人間性を養ってほしいと考える時、もっと目に見えるかたちで文化的なものに接することができる環境を作り出すことが行政の責任であろうと思います。市内にある多くの文化財、文化施設が有意義に活用されるよう願います。

一 見 靖 子

鈴鹿の文化を考えると、実に多様な面があることを改めて思い知らされた。江戸時代、神戸藩、亀山藩、紀州藩、津藩、久居藩、下野吹上藩、それに旗本小笠原藩や天領とさまざまな版図が市内にあった。県内で鈴鹿市ほど多くの藩を有して成り立っている市は珍しい。江戸時代、藩は即、国である。「すずか文化」の根幹にはこれらの多様性があることを忘れてはいけない。それは軍都から工都へと発展を遂げた鈴鹿市の母胎でもあると思います。

衣 斐 弘 行

鈴鹿市域の各地域で醸成されてきた、様々な文化遺産を再認識するとともに、各分野の支援、活動に携わる関係者の方、そうした活動に参加される市民の皆様の「すずか文化」に寄せる熱意が、本策定委員会の中で伝わってまいりました。今は文化企画への一参加者であっても、鈴鹿市民として市域外部へその魅力を発信できる企画員として、地域文化の保存・継承のため、また地域間交流の発信源として参加・活躍してくださる方が一人またひとりが増え、「すずか文化」の環が広がることを祈念いたします。

大 川 操

縁あって鈴鹿に嫁し、この地の魅力に取り付かれました。温暖で住みよい気候は、四国徳島生まれの私には必須でしたので、そのことだけでも感謝！でした。加えて、鈴鹿の豊かな歴史を背景にした高い文化性は、文化に関わる仕事をさせて戴くようになって以来、私を驚愕させ続けています。市民の一人として何かお役に立てれば…と思っています。人が人として生き生きと日々を送るために、何か始めたい…そんな方とご一緒に！

河 原 徳 子

第2次鈴鹿市文化振興ビジョン策定委員として5回にわたり検討をしてきましたが、第1次の7年間にわたる活動実績の検証が不十分に感じましたが、このたびの第2次計画は大変良く纏めていただいたと思います。今後具体的に推進していくためには、行政主導だけではなく『活動の主体は市民』であり、「文化振興事業団・芸術文化協会」が中心となり、年間事業計画をしっかりと立て“相互の連携を密”に、具体的には会合等を持って各々の事業を確認することが重要と思います。また“文化施設の経営”については不十分（責任者、財政、設備、運営）であり、行政の支援が必要です。今後策定委員としては、進行管理、見直しなどにも参加したいと思います。魅力ある『すずか文化』の創造へ向けて目標達成されますことを願います。

中村 忠明

普段、私は、ジャズ・トランペット演奏家として国内外で約20年活動させて頂いていますが、地元鈴鹿のご縁で、教育委員会夢工房の専任講師として小中学校の子どもたちとふれあう機会や、鈴鹿ときめきカルチャー大使として、鈴鹿をPRする役目を頂いています。

今回、大好きな地元鈴鹿の文化を感じさせるものを創りあげたいという気持ちで参加させて頂きました。改めて歴史や文化的に素晴らしい鈴鹿を発見することもでき、会議へ私の世代からの視点の意見や、又、国内外の演奏活動で、いろんな街や人へ出逢うご縁の中で感じるのですが、例えば、ニューオーリンズは空港に降りた瞬間に、ここは音楽の街なんだということを実感出来る街づくりでイメージがすぐに伝わります。又、私が感じるのは、街づくりは行政だけでなく、民衆のひとり一人が街の表現者であり、自分の街の魅力を改めて認識し、誇りを持って街に来る方を温かく迎え入れられることが、お互いが敬意を持ってつながりあえ、広がるのだと感じます。そのために、みんなでビジョンを共有することが出来るのは、とても大切に素晴らしいことだと感じます。

私の音楽活動の中で、今年1月に自分のCD全国発売記念大コンサートを地元鈴鹿市民会館で開催させて頂いたのですが、もちろん地元にありがとうを伝える機会と同時に、各地から大好きな鈴鹿にお越し頂く機会につながり街の雰囲気を実感してもらえればという想いがあり、これからは是非つないでいければ嬉しいです。そして、音楽的な関わりだけでなく、音楽の境界線を越えて、地元の活性化に少しでもお役に立てれば幸せです。ありがとうございました。

中村 好江

文化は「つながり」のなかに

どんなビジョンも、実行が伴わなければ、単なる作文にすぎません。市民と行政が一体となって、一つ一つ実現に向け努力を重ねることが大切です。ビジョンというと、ややもすれば施設づくりを思いがちですが、重要なのはビジョンに込められたところです。とりわけ、基本方針にある4つのキーワードのうち「つなぐ」ところを育てたいものです。地域を超えて、世代を超えてつないでいく。つながりのなかに「文化」があると思うからです。

丹 羽 勇

参加してすぐ思ったことは、鈴鹿市に生まれ育って現在に至っていますが色々な事に対して知らないことが多いと思いました。携わったおかげで文化活動に対して、今までよりも意識を持って廻りを見るようになりました。文化の創造、基本方針の「ひらく・たのしむ・つなぐ・ささえる」のイラストを抜粋し、少しずつ会議などで話をして、知ってもらうように、微力ですがお役に立てればと思います。大変勉強になり、ありがとうございました。

向 井 な よ 子

文化振興ビジョン策定委員会には、市内で活躍されている方を中心に、芸術文化関係者やアーティスト、メディア関係を含む産業界の方、市民の方、そして大学関係者と、種々の人間が集い、熱い議論を重ねました。その中で特に指摘されたことは、伝統的な文化と新しい文化がともに存在し、しかも異なった特性を持った地域から構成されているという、鈴鹿市の文化の多様性です。それをふまえて、委員会で何よりも共有されたのは、市民主体で魅力的な「すずか文化」の一層の発展を図ろうという思いです。私たち一人一人が鈴鹿の文化創造に参加し、街や地域をさらに元気にしていきましょう。

山 田 康 彦

第5次鈴鹿市総合計画・第3期行財政経営計画（平成24年度～平成27年度）より

単位施策-20

文化財を発掘・保存・活用したまちづくりの推進

- 文化財
- 埋蔵文化財
- 伝統工芸・伝統芸能
- 文化人

事務事業名
文化財調査事業
一般文化財保存・活用事業
金生水沼沢植物群落保護増殖事業
佐佐木信綱記念館管理運営事業
大黒屋光太夫記念館管理運営事業
稲生民俗資料館管理運営事業
伊勢型紙資料館管理運営事業
庄野宿管理運営事業
市内遺跡発掘調査事業
伊勢国分寺跡整備事業
緊急発掘調査事業
埋蔵文化財保護事業（発掘届受付・協議・啓発）
史跡伊勢国府跡保存整備事業
考古博物館管理運営事業

単位施策-21

市民参加型文化事業の推進

- 鈴鹿市文化振興事業団
- 鈴鹿市芸術文化協会
- 各種市民団体の活動
- 文化情報の発信

事務事業名
鈴鹿市文化振興事業団補助事業
鈴鹿市芸術文化協会補助事業
あなたが見せる「スズカの文化」事業

単位施策-22

文化的施設の整備・運営

- 文化施設について

事務事業名
市民会館管理運営事業
市民会館施設整備事業
文化会館管理運営事業
文化会館施設整備事業
江島カルチャーセンター管理運営事業

文化財を発掘・保存・活用したまちづくりの推進

事務事業名	目的	実施内容
文化財調査事業	国民的財産である文化財を適切に保存するため、指定の手続きに向けての学術調査を実施する。	郷土の歴史、文化等の正しい理解に欠くことのできない文化財の次世代継承のため、教育委員会の諮問機関である文化財調査会を年2回を目途に開催し、各専門分野の委員から文化財の保護保存及び活用についての指導助言を仰ぐとともに、必要に応じて現地調査等を実施する。
一般文化財保存・活用事業	日本の歴史、伝統、文化等を理解し、今後の文化を向上させる上で欠くことのできない無形・有形文化財を、後世に伝えるため、適切に保護・管理する。	市内に現存する貴重な文化財（有形・無形・民俗文化財）及び関係団体を対象に状況及び活動等の調査を実施し、現況及び実態把握に努める。その上で、修理・修繕・育成が必要なものについて、十分精査し、補助・助成・支援等の事業を進める。
金生水沼沢植物群落保護増殖事業	日本の自然、風土、文化等を理解し、今後の文化を向上させる上で欠くことのできない記念物を、後世に伝えるため、適切に保護・管理する。	平成17年度から22年度にかけ、希少植物を踏圧や持ち出しから守るため、既設フェンスを活かしながら、群落の西側・北側・東側について門扉2か所を含む150mの防護フェンスの設置を行った。湿地主要部への給水確保や湿原の富栄養化防止を目的として井戸の掘削、南側水路の浚渫工事を行った。また、天然記念物の保護啓発・湿原の概要・主な希少植物の写真紹介等を示した案内看板や観察用木道の設置など、ハード面の整備が終了した。 平成23年度からは、年数回の観察会を開始し、好評を博しているが、近隣に駐車場がなく、来場者の駐車場確保と現地までの案内に苦慮している。 年間を通して、沼沢の継続的な水位水質の管理、湿原内全域にわたる種別分布調査、植生調査や昆虫相等の調査、不要植物の除去等を実施しており、今後は広く観察会や写真展等を通じて保護への理解を得られるよう、ボランティアの充実も図る。
佐佐木信綱記念館管理運営事業	市民の文化及び教養の向上並びに研究の用に供するため、来館者の増加を図る。	歌人・国文学者として実績があり、第一回文化勲章を受章した佐佐木信綱の著作や遺品の展示及び講演会等の開催を通して来館者の増加を図るとともに、市民の文学・短歌に対する興味・関心の向上に寄与する。
大黒屋光太夫記念館管理運営事業	市民文化の向上に資するため来館者の増加を図る。	ロシアに漂流し、その滞在期間中の様々な経験から多くの学者に注目され、蘭学の発展に貢献した大黒屋光大夫に関わる資料を、趣向をかえた企画・特別展やホームページを通して紹介することで、来館者の増加を図るとともに、近世郷土史への興味関心を育み、市民文化の向上に寄与する。
稲生民俗資料館管理運営事業	市民文化の向上に資するため来館者の増加を図る。	地名にちなんだ稲に関する民具（水車、唐箕など）をはじめ、品種改良に功績のあった人物資料、古代米の一種である赤米・黒米・紫米の展示を通して、民俗文化財の歴史的価値や魅力を紹介し、来館者の増加を図る。

事務事業名	目 的	実施内容
伊勢型紙資料館管理運営事業	市民文化の向上に資するため来館者の増加を図る。	重要無形文化財「伊勢型紙」の染め型紙、見本染め及び関係資料の常設展示や夏季開催の特別展示（体験型事業）を通して、高度な伝統工芸技術の魅力を紹介し、来館者の増加を図る。
庄野宿管理運営事業	市民文化の向上に資するため来館者の増加を図る。	東海道五十三次の45番目の宿として発展した庄野宿の本陣・脇本陣に関する文書、宿駅関係資料及び地域に残る民具・農具・日用品などの展示を通して、近世文化財の歴史的価値や魅力を紹介し、来館者の増加を図る。
市内遺跡発掘調査事業	伊勢国府跡の範囲・規模を明確にし今後の保存・整備の基礎データを蓄積する。個人住宅建設等にかかる市内遺跡の保護を図る。	伊勢国府跡の北方官衙域の範囲および保存状態を確認するための発掘調査を実施する。その他国府関連遺跡の確認のための発掘調査を行う。個人住宅等の小規模開発に伴う範囲確認調査・発掘調査を実施する。
史跡伊勢国分寺跡保存整備事業	市民の学習と憩いの場にする。	伊勢国分寺跡は大正11年に国の史跡として指定された。昭和63年から史跡の範囲を確定するための発掘調査を実施し、一辺180mの伽藍地が明らかとなった。平成7～9年にかけて史跡の公有地化を図り、同11年から史跡整備に向けた伽藍地内の調査を実施した。同21年には調査成果に基づき史跡整備に着手した。
緊急発掘調査事業	遺跡の記録保存を図り、学術研究の資料として将来に伝える。	開発事業で破壊される遺跡について、発掘調査を実施し写真・図面・文書により記録し発掘調査報告書としてまとめる。
埋蔵文化財保護事業（発掘届受付・協議・啓発）	埋蔵文化財への理解を高め、保護を図る。	<p>【埋蔵文化財保護事業(受付・協議)】</p> 建築確認申請・農地転用届等で把握した周知の埋蔵文化財包蔵地内での土木工事について、発掘届の提出漏れが無いよう周知を図る。開発審査会・小委員会等やこれらの届出時に際し、埋蔵文化財の保護について適切な指導・協議を行う。 <p>【埋蔵文化財保護事業(啓発)】</p> 発掘調査を行った遺跡について、メディアで成果を広報するとともに、現地説明会を開催する。博物館ホームページに発掘調査の情報をリアルタイムで公開する。パンフレット等を作成し配布する。
史跡伊勢国府跡保存事業	史跡伊勢国府跡（長者屋敷遺跡）の保存と整備を図る。	史跡伊勢国府跡を保護するために、公有地範囲の除草管理に努める。活用を図るためパンフレットの配布等便宜を図る。

事務事業名	目 的	実施内容
考古博物館 管理運営事業	市民が、郷土の歴史や文化財に親しみ、関心・理解を深める。	市民に関心を持ってもらえるテーマで年4回の企画展示を行う。また、ロビー、ホールを活用して小展示を行う。 考古学に関心を持つ市民等を対象とした講座・講演会を開催する。 特に子供たちに考古学への関心、博物館への親しみを持ってもらえるように体験学習・体験博物館を開催するとともに、社会見学の受け入れや出張講座を行う。

市民参加型文化事業の推進

事務事業名	目 的	実施内容
鈴鹿市文化 振興事業団 補助事業	(財)鈴鹿市文化振興事業団が実施する芸術文化の振興を図るための多彩な事業をたくさんの市民が楽しむ。	(財)鈴鹿市文化振興事業団が公益財団法人として自立的な事業展開や管理運営をするための支援を行う。 <事業内容> ・鈴鹿文化工房・・・文学・美術・生活文化等 各種セミナーの開催 ・鈴鹿市民シアター・・・音楽・演劇・芸能等 舞台鑑賞行事の開催 ・市民アクションサポート等・・・市民文化活動支援事業、文化ワークショップ等 市民参加事業の開催 <事務的経費内容> ・財団職員の給与、手当、社会保険等の人件費 ・需用費、役務費、委託料、租税公課等の事務費
鈴鹿市芸術 文化協会補 助事業	鈴鹿市芸術文化協会が開催する事業をたくさんの市民が楽しむことができる。	鈴鹿市芸術文化協会が実施する文化事業（活動）及び各部門（美術、音楽、演劇舞踊、文学、生活文化）ごとに実施する文化事業（活動）等の一部に対して支援を行う。
あなたが見 せる「スズ カの文化」 事業	市民が主体的に文化活動に参加するとともに、鈴鹿文化を市内外に発信する。	市民参画型の以下の事業を(財)鈴鹿市文化振興事業団と連携して開催する。 ・鈴鹿市美術展 作品部門：日本画、洋画、彫刻、美術 工芸、写真、書道 ・鈴鹿市文芸賞 作品部門：一般散文（小説・評論等、エッセイ・アフォーリズム）、一般短詩型文学（詩、短歌・俳句・川柳）、ジュニア（作文・童話等、詩、短歌・俳句・川柳） ・文化講演会

文化的施設の整備・運営

事業名	目的	実施内容
市民会館管理運営事業	芸術文化の鑑賞、活動の場を提供する。	市民ホール及び展示室の貸館を行う。施設及び機能維持のため、舞台音響・照明・電源等設備の保守点検及び改修を実施している。 また、その他会館の運営のため、夜間業務委託・小修繕等を実施している。
市民会館施設整備事業	芸術文化の鑑賞、活動の場として、快適・安全に利用できる施設を維持する。	耐震上の対策及び老朽化した設備の改修を、計画的に実施する。改修内容は、照明・電気・音響・舞台吊物装置の改修、ホール天井の改修。
文化会館管理運営事業	芸術文化活動の場として、安心して利用できる施設を提供する。	1 会館管理運営について、けやきホール、さつきプラザ及び各種研修室の貸館を行う。施設や設備の適切な維持のため、小破修繕を行う。 2 プラネタリウム管理運営について、四季折々の一般番組や児童を対象とした学習番組などの投映を行う。 3 1及び2の運営に係る機器設備や附帯設備の保守点検及び修繕を行う。
文化会館施設整備事業	芸術文化活動の場として、安心して利用できる施設を提供する。	会館機器保守点検結果に基づく、施設設備の不具合・破損個所を重点整備し、また設備などの延命使用のためオーバーホールやホール天井の改修などを計画的に実施する。
江島カルチャーセンター管理運営事業	市民が芸術文化に気軽に親しむことができる。	文化が所管する江島カルチャーセンター運営管理について、(財)鈴鹿市文化振興事業団に施設を貸出し、運営管理にかかる費用(の一部)について補助を行うとともに、施設の維持管理を行う。 〈運営内容〉 ・児童図書室の運営(図書の貸し出し) ・ギャラリーの運営(貸館) 〈維持管理内容〉 ・特殊建築物等定期点検(建物・設備) ・小破修繕 等

鈴鹿市市民委員会規則

平成9年鈴鹿市規則第9号

(設置)

第1条 市政における各種行政課題等に関し市民からの意見を聴くとともに、市民参加の開かれた市政の運営等に資するため、鈴鹿市市民委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(名称等)

第2条 委員会の名称、所掌事項等は、別表のとおりとする。

(任期)

第3条 委員会の委員は、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(部会等)

第5条 委員会に専門事項の調査検討、軽易な事項の審査等必要があるときは、部会又は小委員会を置くことができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務を処理させるため、委員会に、事務局を置く。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、要領で定める。

附 則（抄）

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

参考資料

別表（第2条関係）

5 鈴鹿市文化振興ビジョン策定委員会

目的	本市らしい文化の在り方について検討し，文化振興に係る施策の推進を図る。
所掌事項	(1) 鈴鹿市文化振興ビジョンの策定に関する事 (2) 前号に掲げるもののほか，市長が必要と認める事項
選任基準	(1) 学識経験者 (2) 文化関係団体の代表者 (3) 関係団体（前号の文化関係団体を除く。）の代表者 (4) 公募により選出した市民 (5) 前各号に掲げる者のほか，市長が必要と認める者
定数	10人以内
任期	鈴鹿市文化振興ビジョンが策定されるまで
事務局	文化振興部文化課

鈴鹿市文化振興ビジョン策定委員会 運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鈴鹿市文化振興ビジョン策定委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(会議)

第2条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第3条 委員会の庶務は、文化振興部文化課において行う。

(委任)

第4条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要領は、平成23年8月12日から施行する。

2 この要領による最初の委員会の会議は、第2条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

3 この要領は、委員会の目的を達成した日に、その効力を失う。

鈴鹿市文化振興ビジョン策定委員会 委員名簿

(敬称略・50音順)

	氏名	役職	備考
1	あきづき しゅうじ 秋月 修二		(株)ケーブルネット鈴鹿代表取締役社長
2	いちみ やすこ 一見 靖子		市民公募委員
3	いび ひろゆき 衣斐 弘行	職務代理	鈴鹿市文化財調査会会長 鈴鹿市芸術文化協会副会長 (文学部門部長)
4	おおかわ みさお 大川 操		三重県埋蔵文化財センター (技師)
5	かわはら とくこ 河原 徳子		近代日本文学研究家 鈴鹿市文芸賞選考委員
6	なかむら ただあき 中村 忠明		公益財団法人岡田文化財団事務局長
7	なかむら よしえ 中村 好江		鈴鹿と・き・め・きカルチャー大使 ジャズ演奏家
8	にわ いさむ 丹羽 勇		三重エフエム放送(株) 代表取締役社長
9	むかい なよ子 向井 なよ子		鈴鹿商工会議所女性部会長
10	やまだ やすひこ 山田 康彦	委員長	三重大学教育学部教授 三重県教育改革推進会議会長

※所属団体 (役職) 等は、平成 23 年 9 月 29 日現在

鈴鹿市文化振興ビジョン策定のための市民意識調査



これからの鈴鹿市の文化振興の方向性を示す「鈴鹿市文化振興ビジョン」の策定に向けて、市民の皆さんのお考えをお伺いします。

鈴鹿市では、平成16年に文化振興の方向性を示した「鈴鹿市文化振興ビジョン」を策定し「人と文化を育むまちづくり」の実現をめざして、様々な文化振興施策に取り組んでまいりました。

しかし、めまぐるしく変わる社会経済情勢や、国や三重県における文化に関する方針の制定などを受け、これからの本市の文化振興の方向性を改めて策定することといたしました。

この調査は、本年8月末現在、本市にお住まいの18歳以上の方の中から、3,000名を無作為に抽出し実施するものです。

なお、調査結果については、ビジョン策定の目的以外には一切使用することはありません。

また、あなたのお名前や調査票自体が公になることはございません。

なにとぞ、本調査の趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

平成 23 年 11 月 7 日
鈴鹿市長 末松 則子

《調査票の記入・提出にあたってのお願い》

- 1 この調査票の2ページ以降の設問にお答えいただき、同封の封筒にて

12 月 9 日（金） までにポストにご投函ください。

- 2 ご記入は、あなたのお考えに最も近い番号に、指定された数の○をつけてください。

- 3 この調査についてのお問い合わせは、下記までご連絡ください。

鈴鹿市 文化振興部 文化課 文化振興グループ
〒 513-8701 鈴鹿市神戸一丁目18番18号
電話：059-382-9031 FAX：059-382-9071
E-mail：bunka@city.suzuka.lg.jp

Ⅱ. 文化・芸術について

1) あなたは、「文化・芸術」ということばから何を連想しますか？次の中から3つお選びください。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1 音楽・コンサート | 2 演劇・ミュージカル | 3 舞踏・ダンス |
| 4 歌舞伎・能楽 | 5 落語・漫才 | 6 文学・小説 |
| 7 俳句・短歌 | 8 映画・アニメ | 9 美術・絵画・写真 |
| 10 茶道・華道・書道 | 11 文化財・遺跡 | 12 まつり，伝統芸能 |
| 13 その他（ | | ） |

2) あなたは、文化・芸術を見る(鑑賞する)ことが好きですか。

- | | |
|-------------|----------|
| 1 非常に好きである | 2 好きである |
| 3 あまり好きではない | 4 好きではない |

3) あなたは、文化・芸術を行う(活動する)ことが好きですか。

- | | |
|-------------|----------|
| 1 非常に好きである | 2 好きである |
| 3 あまり好きではない | 4 好きではない |

4) あなたは普段、文化・芸術活動を行っていますか。

- | | | |
|---------|----------|--------|
| 1 行っている | 2 行っていない | ⇒ 問9)へ |
|---------|----------|--------|



5) 問4)で「1 行っている」を選ばれた方にお伺いします。

あなたが行っている文化・芸術活動はどのようなものですか。該当するものをすべてお選びください。

- 1 地域を中心としたサークル（公民館）活動
- 2 有志（活動に関心のある人）を中心としたサークル活動
- 3 個人や民間のカルチャーセンターが開設している文化・芸術教室
- 4 学校や職場のクラブ・サークル・同好会活動
- 5 仕事として活動
- 6 その他（

参考資料

6) あなたが行っている文化・芸術活動はどのようなジャンルですか。該当するものをすべてお選びください。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1 音楽・コンサート | 2 演劇・ミュージカル | 3 舞踏・ダンス |
| 4 歌舞伎・能楽 | 5 落語・漫才 | 6 文学・小説 |
| 7 俳句・短歌 | 8 映画・アニメ | 9 美術・絵画・写真 |
| 10 茶道・華道・書道 | 11 文化財・遺跡 | 12 まつり，伝統芸能 |
| 13 その他（ | | ） |

7) この1年間にあなたが行った文化・芸術活動の日数はどの程度ですか。

- | | | |
|----------------|---------------|--------------|
| 1 ほぼ毎日 | 2 週に1回から数回程度 | 3 月に1回から数回程度 |
| 4 3ヵ月に1回から数回程度 | 5 半年に1回から数回程度 | 6 年に1回から数回程度 |

8) あなたが文化・芸術活動を行う理由は何ですか？主な理由を2つまでお選びください。

- 1 活動をとおして知人や友人との交流をはかるため
- 2 心の安らぎや心身のリフレッシュをはかるため
- 3 知識や教養を高めるため
- 4 技術や腕前の向上をめざすため
- 5 職業であるため
- 6 特別な理由はない
- 7 その他（

9) **問4)で「2行っていない」を選ばれた方にお伺いします。**(※「1行っている」を選ばれた方は問Ⅲ-1)にお進みください。) あなたが文化・芸術活動を行わない理由は何ですか？主な理由を3つまでお選びください。

- 1 時間がないから
- 2 近くに施設や適当な場所がないから
- 3 一緒にする仲間がないから
- 4 どんな活動をしたらよいかわからないから
- 5 健康上の理由から
- 6 お金がない(かかる)から
- 7 外に出ることが嫌いだから
- 8 指導してくれる人がいないから
- 9 特別な理由はない
- 10 その他（

IV. 文化施設について

注:)文化施設…市民会館・文化会館・公民館など、文化・芸術活動を行う(または鑑賞する)ことができる施設

1) あなたは、文化・芸術活動を行う(または鑑賞する)目的で、文化施設をどの程度利用されますか。

- | | |
|---------------|-------------------|
| 1 よく(頻繁に)利用する | 2 たまに利用する |
| 3 あまり利用しない | 4 ほとんど(まったく)利用しない |

2) **問1)で「文化施設を利用する」を選ばれた方にお伺いします。**

あなたは、どこの文化施設を主に利用されますか。

- 1 鈴鹿市内の文化施設
- 2 鈴鹿市外の文化施設
- 3 どちらも利用する

3) **問2)で「1 鈴鹿市内の文化施設」、「3 どちらも利用する」を選ばれた方にお伺いします。**

(※「2 鈴鹿市外の文化施設」を選ばれた方は問V-1)にお進みください。)

あなたが主に利用される鈴鹿市内の文化施設に満足されてみえますか。

- | | |
|--------------|------------|
| 1 非常に満足している | 2 概ね満足している |
| 3 あまり満足していない | 4 満足していない |

4) **問3)で「3 あまり満足していない」、「4 満足していない」を選ばれた方にお伺いします。**

(※「1 非常に満足している」、「2 概ね満足している」を選ばれた方は問V-1)にお進みください。)

そう思われる理由について、**主な理由を3つまで**お選びください。

- | | |
|----------------|-------------------|
| 1 施設が古い | 2 施設が利用しづらい |
| 3 設備が古い | 4 設備が悪い(充実していない) |
| 5 トイレが汚い・数が少ない | 6 障がい者・高齢者が利用しづらい |
| 7 観客席が少ない | 8 駐車場が少ない |
| 9 交通の便が悪い | 10 手続き等が面倒 |
| 11 施設の使用料が高い | 12 その他 () |

V. 文化財について

注:)文化財…建造物, 史跡, 民俗芸能等歴史上, 芸術上, 学術上, 観賞上価値の高いもの
(有形文化財, 無形文化財, 民俗文化財, 記念物, 文化的景観, 伝統的建造物群)

- 1) 鈴鹿市には多くの文化財がありますが, あなたは, どの文化財に興味がありますか(見てみたいと思いますか)。最も興味がある(見てみたい)文化財を1つお選びください。

- | | | | |
|------|-------|--------|-----------|
| 1 仏像 | 2 絵画 | 3 書籍 | 4 古文書 |
| 5 史跡 | 6 建造物 | 7 戦争遺跡 | 8 その他 () |

- 2) 文化財の保護には, 時に開発の制限や多額の費用負担が生じることがありますが, そのことについてあなたはどのように思いますか。生活面, 財政面のそれぞれから1つお選びください。

《生活面》

《財政面》

- | | |
|----------------------|----------------------|
| 1 生活が不便になっても保護を優先すべき | 1 優先的に税金を投入して保護すべき |
| 2 多少不便になる程度であれば保護すべき | 2 多少の税金投入であれば保護すべき |
| 3 便利な生活を優先すべき | 3 税金を投入してまで保護すべきではない |

- 3) あなたが, 文化財の活用方法として望ましいと思われるものを1つお選びください。

- 1 インターネットによる情報提供 (ホームページなどでの紹介)
- 2 出版物 (冊子・パンフ等) の発行
- 3 文化財めぐりや観光資源として活用
- 4 その他 ()

- 4) あなたは, 文化財を保護・活用するためのボランティア活動に参加してみたいと思いますか。

- | | |
|-------------|---------------|
| 1 ぜひ参加してみたい | 2 できれば参加してみたい |
| 3 どちらでもない | 4 参加したくない |

- 5) 鈴鹿市には, 文化財を展示している施設がありますが, あなたが, これまでに利用(来館)されたことのある施設をすべてお答えください。

- | | | |
|------------|-------------|------------|
| 1 佐佐木信綱記念館 | 2 大黒屋光太夫記念館 | 3 伊勢型紙資料館 |
| 4 庄野宿資料館 | 5 稲生民俗資料館 | 6 前川定五郎資料室 |
| 7 考古博物館 | | |

VI. めざすべき方向性について

1) 鈴鹿市の文化振興の方向性として、あなたはどのような方向性が望ましいと思いますか。
あなたが、望ましいと考えるものを2つお選びください。

- 1 多様なジャンルの文化・芸術を鑑賞できるまち
- 2 多様なジャンルの文化・芸術に自ら参加できるまち
- 3 まつりや伝統芸能など、地域に根ざした伝統文化が受け継がれているまち
- 4 文化財を保護・活用したひとづくりやまちづくりが活発に行われているまち
- 5 青少年が文化・芸術に触れ、創造性や感性が育まれているまち
- 6 全国や世界レベルで活躍する著名なアーティストや芸術家を多く輩出しているまち
- 7 その他 ()

2) 鈴鹿市の文化を振興するために、市(行政)はどのようなこと(施策)に重点的に取り組むべきと考えますか。あなたが、最も重要と考えるものを1つお選びください。

- 1 コンサートや舞台などの鑑賞事業の充実をはかる
- 2 文化講座やセミナーなど、文化・芸術活動に参加できる機会(事業)の充実をはかる
- 3 文化・芸術活動を行うことができる施設や設備の整備・充実をはかる
- 4 文化・芸術活動を行う個人や団体の育成や支援の充実をはかる
- 5 まつりや伝統芸能などの掘り起こしや継承のための支援の充実をはかる
- 6 文化財の保護や活用のための施設整備や機会(事業)の充実をはかる
- 7 その他 ()

VII. 文化振興に関する意見・要望

- 1) その他, 鈴鹿市の文化振興に関して, ご意見等がありましたらご記入をお願いします。

質問は, 以上です。

皆さまから頂戴しました貴重なご意見を, これからの文化振興ビジョン策定の参考として活用させていただきます。

ご協力ありがとうございました。

鈴鹿市文化振興ビジョン策定のための

市民意識調査結果【資料編】

平成24年 3月

文化振興部_文化課

I. あなた自身のことについて

1) 性別

区分	件数	割合
男性	528件	43%
女性	694件	56%
無回答(無効回答)	20件	2%

2) 年齢

区分	件数	割合
10代	17件	1%
20代	117件	9%
30代	230件	19%
40代	221件	18%
50代	198件	16%
60代	272件	22%
70代以上	172件	14%
無回答(無効回答)	15件	1%

3) 住まいの地区

区分	件数	割合
1 庄内, 鈴峰, 椿, 深伊沢, 久間田, 石薬師, 加佐登, 庄野, 井田川	200件	16%
2 牧田, 国府	157件	13%
3 神戸, 河曲, 飯野	161件	13%
4 稲生, 栄, 天名, 合川	184件	15%
5 白子	200件	16%
6 玉垣, 若松, 箕田, 一ノ宮	300件	24%
7 わからない	12件	1%
無回答(無効回答)	28件	2%

4) 居住年数

区分	件数	割合
生まれてからずっと	205件	17%
5年未満	157件	13%
5～9年	121件	10%
10～19年	213件	17%
20～29年	168件	14%
30年以上	361件	29%
無回答(無効回答)	17件	1%

5) 職業

区分	件数	割合
学生	30件	2%
家事専業	258件	21%
無職	230件	19%
給与所得者(会社員,公務員)	455件	37%
農林水産業	21件	2%
自営業, 会社経営	86件	7%
その他	135件	11%
無回答(無効回答)	27件	2%

【その他の主な内容】

- ・パート
- ・アルバイト

6) 通勤, 通学先

区分	件数	割合
鈴鹿市内	417件	34%
鈴鹿市外(三重県内)	223件	18%
三重県外	52件	4%
通勤も通学もしていない	508件	41%
無回答(無効回答)	42件	3%

7) 余暇の過ごし方(主なもの3つ)

区分	件数	割合
テレビ・ビデオ鑑賞	891	72%
読書	293	24%
ゲーム・インターネット	294	24%
文化・芸術活動	64	5%
舞台・音楽鑑賞	134	11%
趣味・習い事	432	35%
スポーツ活動	248	20%
スポーツ観戦	105	8%
旅行・ドライブ	540	43%
その他	231	19%
無回答(無効回答)	36	3%

【その他の主な内容】

- ・買い物(ショッピング)
- ・食べ歩き(友人とランチ)
- ・園芸・菜園・畑仕事
- ・子育て・孫の子守り
- ・ウォーキング
- ・釣り
- ・掃除
- ・休養・睡眠

など

Ⅱ. 文化・芸術について

1) 「文化・芸術」からの連想(主なもの3つ)

区分	件数	割合
音楽・コンサート	596	48%
演劇・ミュージカル	289	23%
舞踊・ダンス	35	3%
歌舞伎・能楽	272	22%
落語・漫才	63	5%
文学・小説	131	11%
俳句・短歌	42	3%
映画・アニメ	68	5%
美術・絵画・写真	855	69%
茶道・華道・書道	268	22%
文化財・遺跡	385	31%
まつり, 伝統芸能	478	38%
その他	13	1%
無回答(無効回答)	31	2%

【その他の主な内容】

- ・礼儀, 習慣, マナー
- ・創作活動
- ・郷土料理
- ・言語
- ・伝統工芸
- ・わからない

2) 文化・芸術を見る(鑑賞)の好き嫌い

区分	件数	割合
非常に好きである	173件	14%
好きである	741件	60%
あまり好きではない	252件	20%
好きではない	56件	4%
無回答(無効回答)	20件	2%

3) 文化・芸術を行う(活動)の好き嫌い

区分	件数	割合
非常に好きである	75件	6%
好きである	505件	41%
あまり好きではない	481件	39%
好きではない	156件	12%
無回答(無効回答)	25件	2%

4) 文化・芸術活動実施の有無

区分	件数	割合
行っている	230件	18%
行っていない	992件	80%
無回答(無効回答)	20件	2%

5) 文化・芸術活動の形態(該当するものすべて)

区分	件数	割合
地域での活動	98	43%
有志での活動	99	43%
個人や文化・芸術教室	71	31%
学校, 職場での活動	27	12%
仕事	23	10%
その他	16	7%
無回答(無効回答)	5	2%

【その他の主な内容】

- ・本を出版して講演活動を単独実施
- ・インターネット上での作品公開
- ・趣味で楽器の演奏
- ・地区の文化際に絵を出展
- ・短歌で結社(国で)に所属

6) 文化・芸術活動のジャンル(該当するものすべて)

区分	件数	割合
音楽・コンサート	91	40%
演劇・ミュージカル	13	6%
舞踊・ダンス	28	12%
歌舞伎・能楽	6	3%
落語・漫才	6	3%
文学・小説	18	8%
俳句・短歌	14	6%
映画・アニメ	15	7%
美術・絵画・写真	68	30%
茶道・華道・書道	48	21%
文化財・遺跡	20	9%
まつり, 伝統芸能	33	14%
その他	26	11%
無回答(無効回答)	5	2%

【その他の主な内容】

- ・着物の着付け(着付教室)
- ・洋裁, 手芸(あみもの)
- ・陶芸
- ・武術, 太極拳
- ・健康体操, ヨガ
- ・料理
- ・読み聞かせ
- ・郷土民謡, 三味線, 太鼓
- ・里づくり
- ・語学

など

7) 文化・芸術活動日数/1年間

区分	件数	割合
ほぼ毎日	16件	7%
週に1回から数回	87件	38%
月に1回から数回	86件	37%
3カ月に1回から数回	11件	5%
半年に1回から数回	4件	2%
年に1回から数回	19件	8%
無回答(無効回答)	7件	3%

8) 文化・芸術活動を行う理由(主なもの2つまで)

区分	件数	割合
知人, 友人との交流	118	51%
心のやすらぎ, 心身のリフレッシュ	137	60%
知識, 教養を高める	56	24%
技術, 腕前の向上	44	19%
職業	11	5%
特別な理由なし	13	6%
その他	16	7%
無回答(無効回答)	12	5%

【その他の主な内容】

- ・好きだから
- ・楽しい。
- ・自己実現
- ・自分のため
- ・地域の伝統文化を
受け継いでいくため
- ・依頼され参加
- ・暇つぶし

9) 文化・芸術活動を行わない理由(主なもの3つまで)

区分	件数	割合
時間がない	443	45%
近くに適当な施設や場所がない	260	26%
一緒にする仲間がいない	223	22%
どんな活動をしたらよいかわからない	301	30%
健康上の理由	87	9%
お金がない(かかる)	257	26%
外に出ることが嫌い	51	5%
指導してくれる人がいない	79	8%
特別な理由なし	440	44%
その他	82	8%
無回答(無効回答)	18	2%

【その他の主な内容】

- ・介護
- ・育児(子どもが小さい)
- ・人付き合いが大変。
- ・他に興味がある。
- ・興味がない。
- ・する気がない。
- ・休日は休養したい。
- ・活動より鑑賞が好き。
- ・気持ちに余裕がない。
- ・ひっそり個人でやりたい。

Ⅲ. 文化振興事業について

1) 市が開催する文化振興事業の認知

区分	件数	割合
知っている	421	34%
知らない	776	62%
無回答(無効回答)	45	4%

2) 市内で開催された文化振興事業への参加

区分	件数	割合
参加したことがある	255	21%
参加したことがない	950	76%
無回答(無効回答)	37	3%

3) 参加した文化振興事業に対する満足度

区分	件数	割合
非常に満足できた	36	14%
概ね満足できた	192	75%
あまり満足できなかった	23	9%
満足できなかった	3	1%
無回答(無効回答)	1	1%

4) 満足(または不満足)の理由(主なもの2つまで)

区分	件数	割合
企画の良し悪し	122	48%
演奏者・講師等の良し悪し	134	53%
職員の対応の良し悪し	34	13%
入場料の設定の良し悪し	41	16%
施設・設備の良し悪し	49	19%
時間設定の良し悪し	32	13%
その他	6	2%
無回答(無効回答)	15	6%

【非常に満足・概ね満足の理由】

区分	件数	割合
事業の企画が良かった	116	51%
演奏者・講師等が良かった	125	55%
職員の対応が良かった	30	13%
入場料金の設定が良かった	37	16%
施設・設備が良かった	42	18%
時間設定が良かった	25	11%
その他	4	2%
無回答(無効回答)	13	6%

【その他の内容】

・経験になった。

【不満足・あまり満足できなかったの理由】

区分	件数	割合
事業の企画が悪かった	6	23%
演奏者・講師等が悪かった	9	35%
職員の対応が悪かった	4	15%
入場料金の設定が悪かった	4	15%
施設・設備が悪かった	7	27%
時間設定が悪かった	7	27%
その他	2	8%
無回答(無効回答)	2	8%

【その他の内容】

・運営面での広報やわかりにくい募集の仕方があり、もったいない。
・コンサート会場の席が一番後ろだったので…

IV. 文化施設について

1) 文化施設の利用頻度

区分	件数	割合
よく(頻繁に)利用する	43	3%
たまに利用する	297	24%
あまり利用しない	252	20%
ほとんど(まったく)利用しない	568	46%
無回答(無効回答)	82	7%

2) 文化施設の主な利用先

区分	件数	割合
鈴鹿市内	143	42%
鈴鹿市外	53	16%
どちらも利用	137	40%
無回答(無効回答)	7	2%

3) 鈴鹿市の文化施設の満足度

区分	件数	割合
非常に満足	16	6%
概ね満足	190	68%
あまり満足していない	54	19%
満足していない	7	2%
無回答(無効回答)	13	5%

4) 不満足の原因(主なもの3つまで)

区分	件数	割合
施設が古い	16	26%
施設が利用しづらい	12	20%
設備が古い	13	21%
設備が悪い(充実していない)	19	31%
トイレが汚い・数が少ない	4	7%
障がい者・高齢者が利用しづらい	4	7%
観客席が少ない	6	10%
駐車場が少ない	30	49%
交通の便が悪い	18	30%
手続き等が面倒	10	16%
施設の使用料が高い	4	7%
その他	6	10%
無回答(無効回答)	2	3%

【その他の主な内容】

- ・利用できる時間が合わない。
- ・施設が狭い。
- ・くらい。
- ・食事をとる所が整っていない。

V. 文化財について

1) 最も興味がある文化財

区分	件数	割合
仏像	128	10%
絵画	209	17%
書籍	28	2%
古文書	33	3%
史跡	310	25%
建造物	211	17%
戦争遺跡	103	8%
その他	43	4%
無回答(無効回答)	177	14%

【その他の主な内容】

- ・伊勢型紙
- ・美術品
- ・出土品
- ・刀剣
- ・特になし, 興味なし

2) 文化財保護に対する考え《生活面》

区分	件数	割合
生活が不便になっても保護を優先	104	9%
多少不便になる程度なら保護すべき	784	63%
便利な生活を優先	213	17%
無回答(無効回答)	141	11%

〃 《財政面》

区分	件数	割合
優先的に税金を投入して保護	103	8%
多少の税金投入であれば保護	859	69%
税金を投入してまで保護すべきではない	164	13%
無回答(無効回答)	116	10%

3) 望ましい文化財の活用方法

区分	件数	割合
インターネットによる情報提供	349	28%
出版物(冊子・パンフ等)の発行	219	18%
文化財めぐりや観光資源として活用	552	44%
その他	16	1%
無回答(無効回答)	106	9%

【その他の主な内容】

- ・保存を第1に, 教育や真に必要とする方のために使う。
- ・施設だけに置かず, 人目につく所に出してみる。
- ・商業施設や居住施設として「生きた」利用をする。(但し, きっちりとした規制の上で)
- ・興味が無い。どうでも良い。わからない。

4) 文化財保護・活用のためのボランティアへの参加の意向

区分	件数	割合
ぜひ参加してみたい	28	2%
できれば参加してみたい	253	20%
どちらでもない	576	47%
参加したくない	314	25%
無回答(無効回答)	71	6%

5) 利用したことのある文化財展示施設

区分	件数	割合
佐佐木信綱記念館	284	23%
大黒屋光太夫記念館	270	22%
伊勢型紙資料館	564	45%
庄野宿資料館	81	7%
稲生民俗資料館	132	11%
前川定五郎資料室	76	6%
考古博物館	341	27%

VI. めざすべき方向性について

1) 望ましい鈴鹿市の文化振興の方向性(2つ)

区分	件数	割合
文化・芸術を鑑賞できるまち	394	32%
文化芸術に自ら参加できるまち	192	15%
伝統文化が受け継がれているまち	627	50%
文化財を保護・活用したまちづくりが活発なまち	285	23%
青少年の創造性・感性が育まれているまち	566	46%
著名なアーティスト・芸術家を輩出するまち	113	9%
その他	29	2%
無回答(無効回答)	53	4%

【その他の主な内容】

- ・鈴鹿市の強み(鈴鹿サーキット等)を前面に押し出してアピールすべき。
- ・菟野のパラミタミュージアムのように発信力のある施設も1つほしい。
- ・文化・芸術が楽しいと思えるように、幼い子にもわかりやすく、簡単にしている施設。
- ・地区を越えた鈴鹿市の文化。
- ・文化振興よりも充実すべき生活があるはず。
- ・興味がないからわからない。
- ・生活に余裕がない。

2) 市が重点的に取り組むべきこと(施策)

区分	件数	割合
鑑賞事業の充実	276	22%
文化・芸術に参加できる機会(事業)の充実	192	16%
施設や設備の整備・充実	125	10%
個人や団体の育成・支援の充実	156	13%
まつりや伝統芸能などの掘り起し・継承の支援の充実	252	20%
文化財保護・活用のための施設整備, 機会の充実	84	7%
その他	29	2%
無回答(無効回答)	128	10%

【その他の主な内容】

- ・歴史を大事にしつつも、これからの新しい事業へ確立したイメージキャラクターを決めるべき。
- ・子どもの芸術鑑賞や出前講座などを行う(続ける)。
- ・文化財の保護はするが、過度な投資はしない。
- ・文化振興への予算は最小限にして、福祉とか介護とか生活に密着したサービスを優先すべき。
- ・興味がない。わからない。

市内の指定文化財等

指定文化財一覧

平成 24 年 4 月 1 日現在

区分 指定	有形文化財								民俗文化財		無形文化財	記念物			計
	絵画	彫刻	工芸	書跡典籍	古文書	考古資料	建造物	歴史資料	有形文化財	無形文化財	工芸技術	史跡	名勝	天然記念物	
国指定		9	1								1	3		2	16
県指定	1	6	3		2		3		2	3		5	2	9	36
市指定	3	9	4	2	2	5	3	1	1	5		5		2	42
計	4	24	8	2	4	5	6	1	3	8	1	13	2	13	94

国指定（文化財保護法）

種別	名称	員数	所在地	所有者 管理者	指定年月日	概要
有形文化財	彫 木造善然上人坐像	1軀	三日市二丁目	太子寺 三日市町自治会	M45. 2. 8	写実的な彫刻、鎌倉時代の作
	〃 木造大日如来坐像	1軀	徳居町	妙福寺	T 2. 8. 20	真言密教の根本仏、平安後期の作
	〃 木造大日如来坐像	1軀	徳居町	妙福寺	T 2. 8. 20	真言密教の根本仏、平安後期の作
	〃 木造釈迦如来坐像	1軀	徳居町	妙福寺	T 2. 8. 20	檜の寄木造り、平安後期の作
	〃 木造多聞天立像	1軀	稲生西二丁目	神宮寺	T 2. 8. 20	樟の一木造り、平安後期の作
	〃 木造持国天立像	1軀	稲生西二丁目	神宮寺	T 2. 8. 20	2軀で1件の指定
	〃 木造薬師如来立像	1軀	稲生西二丁目	神宮寺	T 4. 3. 26	檜の一木造り、平安後期の作
	〃 木造千手観音立像	1軀	神戸六丁目	林光寺	T 5. 8. 17	檜の一木造り、平安後期秘仏で8月10日のみ公開
	〃 木造金剛力士立像	2軀	国府町	府南寺	S31. 6. 28	檜の寄木造り、南北朝時代の作
	〃 木造男神坐像	1軀	稲生西二丁目	伊奈富神社	H 3. 6. 21	樟の一木造り、平安前期の作
工 木造扁額		3面	稲生西二丁目	伊奈富神社	M45. 2. 8	世尊寺流名手経朝の作、文永11年(1274)
記念物	天 白子不断ザクラ		寺家三丁目	観音寺	T12. 3. 7	白衣観音の化生といわれる年中開花
	〃 金生水沼沢植物群落		地子町、西條町	鈴鹿市	S12. 4. 17	コモウセンゴケ・ノハナショウブ等500種が混生
	史 伊勢国分寺跡		国分町	鈴鹿市	T11.10.12	聖武天皇の詔勅で建立、僧寺跡
	〃 王塚古墳	1基 付陪塚	国府町	鈴鹿市	S45. 5. 11	全長63m、市内最大級の前方後円墳、6世紀
〃 伊勢国府跡		広瀬町	個人・鈴鹿市	H14. 3. 19	古代伊勢国の政治の中心地、政庁跡の遺構多数	
文化無形財	工 伊勢型紙		神戸一丁目	伊勢型紙技術保存会	H 5. 4. 15	重要無形文化財「伊勢型紙」の保持団体

県指定（三重県文化財保護条例）

種別	名称	員数	所在地	所有者 管理者	指定年月日	概要	
有形文化財	建	観音寺仁王門	1棟	寺家三丁目	観音寺	S47. 4. 1	元禄16年建立，楼門の典型
	〃	書院	1棟	神戸二丁目	龍光寺	S48. 3. 31	神戸藩本多氏初代忠統公の書院で坐忘亭と称す
	〃	石薬師寺薬師堂	1棟	石薬師町	石薬師寺	H19. 3. 27	寛永6年建立，県下で最古に属する江戸時代寺院建築
	彫	木造薬師如来坐像	1軀	大久保町	法雲寺	S31. 5. 2	漆箔，檜の寄木造り，鎌倉初期の作
	〃	伊奈富神社神宝	18点	稲生西二丁目	伊奈富神社	S37. 2. 14	神像ほか10～25cmの彫刻，能面，獅子頭，平安後期
	〃	木造男神坐像	1軀	稲生西二丁目	神宮寺	S37. 2. 14	淳和天皇像一木造り，平安後期の作
	〃	木造釈迦如来坐像	1軀	稲生一丁目	南陽寺 釈迦堂自治会	S37. 2. 14	宝冠の釈迦，貞和2年の作
	〃	木造天神坐像	1軀	国分町	菅原神社 国分町自治会	S46. 3. 17	菅原道真の像，平安後期の作
	〃	銅造阿弥陀如来立像	1軀	神戸二丁目	龍光寺	H14. 3. 18	善光寺式阿弥陀三尊の中尊高さ約1.3m，鎌倉末頃の作
	工	銅鐘	1口	小岐須町	桃林寺	S27. 7. 9	永享8年，大和鋳物師友光の作，高さ約1.3m，鎌倉末期頃の作
	〃	陶製三足壺	1個	稲生西二丁目	伊奈富神社	S45. 2. 25	常滑焼「嘉貞二年丙申白子・・・」の墨書
	〃	銅燈籠	1基	寺家三丁目	観音寺	S47. 4. 1	寛文6年，津の鋳物師辻玄種の作
	絵	勢州稲生村三社絵図	1幅	稲生西二丁目	伊奈富神社	H12. 3. 17	室町時代，広大な神社の建物，稲生氏の居城七島池が記載
	文	酒井神社古文書	20通	郡山町	酒井神社	S56. 3. 30	平安末～室町時代に至る市内最古の文書集
〃	伊奈富神社の棟札	73枚	稲生西二丁目	伊奈富神社	S62. 3. 27	応永～明治に至る伊奈富神社の変遷等の記録	

市指定（鈴鹿市文化財保護条例）

種別	名称	員数	所在地	所有者 管理者	指定年月日	概要	
有形文化財	建	蓮花寺鐘楼	1棟	東玉垣町	蓮花寺	S57. 7. 27	旧神戸城の太鼓櫓
	〃	悟真寺本堂	1棟	白子本町	悟真寺	H 4. 3. 17	元禄14年建立，間口10間奥行10間の入母屋造り
	〃	旧小林家住宅	2棟 付棟札	庄野町	鈴鹿市	H 8. 3. 12	嘉永7年(1854)の棟札が残る，江戸末期の大型町屋建築
	彫	木造釈迦如来坐像	1軀	加佐登二丁目	浄安寺	S54. 6. 1	檜造りの量感豊かな作，平安後期の作
	〃	石薬師の石仏	1軀	石薬師町	石薬師寺	S59. 3. 12	花崗岩に薄肉彫りされた石仏，平安後期の作
	〃	木造薬師如来立像	1軀	白子本町	悟真寺	S60. 4. 30	円満，優雅な檜の一木造り，平安後期の作
	〃	木造観音菩薩立像	1軀	白子本町	悟真寺	S60. 4. 30	柔和，端正な檜の一木造り，平安後期の作
	〃	木造阿弥陀如来立像	1軀	白子本町	悟真寺	S60. 4. 30	来迎印の阿弥陀如来で寄木造り鎌倉時代の作
	〃	木造地藏菩薩半跏像	1軀	白子本町	龍源寺	H 7. 9. 20	像底部に嘉慶2年(1388)の墨書銘，南北朝末期の作
	〃	木造阿弥陀如来立像	1軀	三日市二丁目	撰取院	H 9. 7. 24	檜の寄木造り，平安後期の作
	〃	木造阿弥陀如来立像	1軀	神戸二丁目	龍光寺	H16. 8. 26	檜の一木造り，平安後期の作
	〃	千手観音立像	1軀	飯野寺家町	飯野寺家町自治会	H22. 8. 19	深藕寺観音堂の本尊，一木造り，平安時代後期の作

参考資料

種別	名称	員数	所在地	所有者 管理者	指定年月日	概要	
工	神戸城二重櫓の鯨	1基	神戸一丁目	鈴鹿市	S49.11.25	神戸城二之丸北東隅櫓にあった鯨、延享4年の作	
	〃	光明真言板碑	1基	神戸二丁目	観音寺	S51.4.1	市内最古の板碑、元応2年(1320)
	〃	光明真言碑	1基	白子本町	悟真寺	S60.4.30	市内に残る3基のうち最も完全な真言碑、嘉暦4年
	〃	神戸城一重櫓の鯨	1対	神戸一丁目	鈴鹿市	H2.10.11	神戸城三之丸北東隅櫓にあった鯨、延享4年の作
	絵	仏涅槃図	1幅	白子本町	龍源寺	H12.3.10	縦130.9cm、横108.3cmで平安時代の古式を伝えている
	〃	光明本尊	1件	神戸二丁目	願行寺	H1.7.6	南北朝期の作、県下でも2点しか例のない仏画
	〃	聖徳太子及び真宗先徳連坐像	1件	長太旭町一丁目	高山寺	H2.10.11	南北朝後期の作、初期真宗教団が布教に用いた人物画
	文	大黒屋光太夫らの帰郷文書	1括	若松中一丁目	鈴鹿市	H4.3.17	寛政5年～享和2年、光太夫・磯吉の一時帰郷に関する文書
	〃	文禄三年伊勢国検地関係史料	3枚	神戸一丁目	鈴鹿市	H21.1.22	文禄3年、伊勢国内の太閤検地史料
	書	三教堂の額	1扁	神戸一丁目	鈴鹿市	S51.4.1	江戸中期、本多忠統の書
	〃	朴徳源筆體用山	1面	白子本町	青龍寺	H16.8.26	山号が墨書で大書された朝鮮通信使関連の扁額
	考	上箕田遺跡出土品	1括	神戸四丁目	鈴鹿市 神戸高校	S49.11.25	弥生時代、狩猟図の描かれた壺のほか50点
	〃	三角縁神獣鏡	1面	秋永	真昌寺	H4.3.17	古墳時代前期、秋永町赤郷2号墳出土鏡、明治11年10月出土
	〃	椎山中世墓出土陶器石仏	70点2点	加佐登町	加佐登神社	H12.3.10	中世期の蔵骨器や青白磁合子等、石仏は半肉彫り
	〃	平田遺跡出土石刀	1点	国分町	鈴鹿市	H23.4.19	縄文時代晩期、文様を有する完形資料、平成16年出土
	〃	八重垣神社遺跡出土弥生土器	1点	国分町	鈴鹿市	H23.4.19	弥生時代前期の沈線文系壺形土器、平成20年出土
歴	庄野宿関係文書・高札等	1522点	庄野町、神戸一丁目	鈴鹿市	H22.8.19	宿場の経営状況を示す問屋場史料を中心とした古文書、高札等	
記念物	史	西の野5号墳	1基	国府町	鈴鹿市	S49.11.25	前方後円墳と陪塚5基、5世紀
	〃	大黒屋光太夫供養碑	1基	若松東一丁目	大黒屋光太夫顕彰会	S61.3.27	漂流民大黒屋光太夫らの供養碑、天明4年
	〃	寺尾家住宅	1棟	白子本町	鈴鹿市	H6.3.11	江戸時代から型紙問屋として活躍した商家の住宅
	〃	冬々齋如林の墓	1基	白子本町	青龍寺	H20.8.25	白子組積荷・廻船問屋、竹口治兵衛家の墓
	〃	思徳之碑	1基	神戸二丁目	観音寺	H21.1.22	神戸藩二代目藩主、本多忠永の遺徳を称えた石碑
	天	大木神社の椎の森		石薬師町	大木神社	S54.6.1	大木神社の境内約1haに約200本が群生
	〃	京新田のキリシマ	1本	深溝町	個人	S56.7.10	樹齢300年の巨木で県下随一の花木
民俗文化財	無	広瀬のかんこ踊り		広瀬町	広瀬町自治会 かんこ踊り保存会	S49.11.25	笛、ほら貝等で、古式豊かな踊り
	〃	唐人おどり		東玉垣町	東玉垣町自治会、 東玉垣保存会	S51.4.1	朝鮮の農民舞踊が起源
	〃	長太鯨船行事		長太旭町	長太鯨船保存会	H4.3.17	飯野神社の祭礼行事として鯨船とともに鯨船芸を舞う
	〃	都波岐神社中戸流獅子舞		一ノ宮町	中戸流舞神楽保存会	H12.3.10	中戸流獅子舞を伝承、2頭舞(現存する地域は少ない)
	〃	久久志弥神社獅子舞		下箕田一丁目	久久志弥神社 箕田流獅子舞保存会	H11.3.31	箕田流獅子舞を伝承し、大漁旗を使用
	有	勝速日神社祭礼用山車	4台	白子(東町・西町・中町・山中町)	4町各自治会	S49.11.25	白子町祭礼用山車4台、豪華な幕が特徴、江戸時代の作

国登録有形文化財の登録（文化財保護法）

種別	名称	員数	所在地	所有者 管理者	登録年月日	概要
建	旧北伊勢陸軍飛行場 掩体	1基	三畑町	個人	H16. 2. 17	第二次世界大戦中の航空機 の格納施設で鉄筋コンクリート製
建	佐佐木信綱生家主屋	1棟	石薬師町字中町	鈴鹿市	H23. 10. 28	旧東海道沿いに建ち、主屋 と土蔵は伝統的な意匠で宿 場町の趣を残し、石薬師文 庫閲覧所は洋風意匠を基調 としている
建	佐佐木信綱生家土蔵	1棟	石薬師町字中町	鈴鹿市	H23. 10. 28	
建	石薬師文庫閲覧所	1棟	石薬師町字中町	鈴鹿市	H23. 10. 28	



国指定天然記念物 金生水沼沢植物群落

第2次 鈴鹿市文化振興ビジョン

平成25年3月

発行 鈴鹿市

編集 文化振興部 文化課

〒513-8701 鈴鹿市神戸一丁目18番18号

TEL 059-382-1100 (代表)